

東日本大震災時の宮城県災害対策本部及び関係組織の動き【総括表】

時期	発生 2011/3/11 (発災当日)	2日～3日後	4日～7日後 (1週間後)	1週間～2週間後	2週間～1ヶ月後	1ヶ月～3ヶ月後	3ヶ月～6ヶ月後	6ヶ月～9ヶ月後	9ヶ月～1年後	
状況	14:46 東北地方太平洋沖地震発生 (M9.0) 14:49 大津波警報発令、宮城県沿岸に津波最大6mと予想(気象庁) 15:14 宮城県沿岸に津波最大6から10mに修正(気象庁) 15:15 茨城県沖 約80km M7.4 震度6弱 16:20 地震の名称を「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」と発表(気象庁) 19:03 原子力緊急事態宣言 21:23 福島原発半径3km以内の避難指示	3/12 長野県北部 約8km M6.7 震度6強 3/12 福島第一原発1号機で水素爆発 3/13 17:58 津波注意報解除 3/14 東京計画発電開始 3/14 福島第一原発3号機で水素爆発 半径20km圏内屋内退避指示	3/15 静岡県東部 M6.4 震度6強 3/16 東北地方太平洋沖地震に関する天皇陛下のおことばのビデオメッセージご発表 3/18 警察庁集計の全国死者数が6,911人、阪神淡路大震災の6,434人を越える	3/23 東京で「水の買占め」 3/25 警察庁集計の全国死者数が1万人を越える	4/1 震災の名称を「東日本大震災」とすることを発表(日本政府)	4/2 福島原発事故 IAEAの国際原子力事象評価尺度に従いレベル7に引き上げ 4/29 東北新幹線全線運転再開 5/2 「東日本大震災財法成立」第1次補正予算成立(総額約4兆円超) 6/20 「東日本大震災復興基本法」成立 6/24 「東日本大震災復興基本法」公布・施行	4/12 福島原発事故 IAEAの国際原子力事象評価尺度に従いレベル7に引き上げ 4/29 東北新幹線全線運転再開 5/2 「東日本大震災財法成立」第1次補正予算成立(総額約4兆円超) 6/20 「東日本大震災復興基本法」成立 6/24 「東日本大震災復興基本法」公布・施行	7/1 東京電力及び東北電力管内で15%の節電目標の電力制限発動 7/25 第2次補正予算成立(総額約2兆円) 7/29 「東日本大震災からの復興基本方針」決定 9/20 台風15号で記録的豪雨	11/21 第3次補正予算成立(総額約12兆円) 12/7 「東日本大震災復興特別区域法」成立 12/9 「復興庁設置法」成立	2/10 復興庁発足(宮城復興局)、宮城復興局(仙台市)、支所(石巻市、気仙沼市)設置 3/11 震災より一年、追悼式開催(政府主催)
県の状況	14:46 行政庁舎5階に宮城県災害対策本部を設置 15:26 県内津波観測施設(石巻市鮎川)8.6m以上の津波到達 ・県内約142万戸停電、仙台空港浸水、県内鉄道、地下鉄全線が不通等ライフラインに多大な被害 ・県内市町村に災害救助法適用	3/12 東北太平洋沿岸部の大津波警報を津波警報に切り替え 3/12 全国知事会へ人的支援を要請 3/13 7:30 東北太平洋側の津波警報を注意報に切り替え 3/13 17:58 津波注意報を全て解除 3/14 ガソリン不足が深刻化 ・食料品、生活必需品の物流滞る	3/15 東北電力計画発電発表 3/16 東北地方太平洋沖地震に関する天皇陛下のおことばのビデオメッセージご発表 3/17 仙台空港の救援機による物資輸送が可能となる 3/18 県内停電率約18%(約23万戸)	3/21 県内で仮埋葬(土葬)始まる 3/22 宮城県知事石油類の安心宣言 3/24 東北自動車道全線の交通規制解除 ・約95%の回線の電気通信サービス回復	3/27 塩釜港石油専用桟橋に5,000k1積み石油輸送船が入港 3/28 JR仙石線 一部区間で運転再開 4/8 余震による電力停電、約86万戸から35万戸に減少 4/11 「宮城県震災復興基本方針(素案)」公表	4/22 宮城県震災復興本部設置 4/22 第1回「宮城県震災復興本部会議」開催(全19回開催) 4/27 天皇皇后両陛下行幸啓 4/29 復興へのキックオフ(東北楽天ベガルタ仙台本拠地開幕戦)、東北新幹線全線運転再開 5/2 第1回「宮城県震災復興会議」開催(有識者出席 全4回開催)	8/1 宮城県における自衛隊災害派遣終了 8/17 宮城県震災復興計画(最終案)公表 9/5 宮城県サポートセンター支援事務所開設 9/12 「東京電力福島第一原子力発電所事故対策みやぎ県民会議」設置 9/20 台風15号による被害が県内各地で発生	10/1 仙台空港アクセス鉄道が全線で運行再開 10/18 「宮城県震災復興計画」県議会で承認 12/26 県内応急仮設住宅完成(22,095戸) 12/30 県内全避難所閉鎖 12月 任期付職員の募集開始	1/31 「東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策基本方針」策定 3/11 各市町村追悼式開催、県庁に献花台設置 3/19 「東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画」を決定 3/26 「宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画」公表 3/26 宮城県災害対策本部の廃止	
災害対策本部の設置・運営	地震直後 宮城県災害対策本部設置 14:58 県内全市町村に対し、衛星無線FAXで手書きによる避難指示を一斉送信 15:02 自衛隊に災害派遣要請 15:10 災害対策本部連絡員会議 15:14 全市町村あて衛星無線FAXにて避難指示を一斉送信 15:30 第1回災害対策本部会議(以後、平成24年3/26まで全95回開催) 18:00 本部事務局を県庁2階講堂に移設  (本部会議開催数) 3/11～3/12(4回/日)	3/12 物資調達グループ設置 3/13 現地調査へ赴く自衛隊、職員に対し衛星携帯電話を貸与 3/14 MCA無線機及び簡易無線機等の貸与開始 3/14 物資グループ設置	3/15 物資調達グループ:物資要請及び物資供給の受付 3/16 物流調整グループ設置 3/18 宮城県倉庫協会の職員が県災害対策本部に駐在(～翌年3月まで)	3/19 「自衛隊災害派遣に関する経費負担区分に関する協定」を陸・海・空自衛隊に手渡した(3月11日締結)	3/27 他県等からの応援職員受入による大規模な本部事務局のレイアウト変更 4/1 避難所グループ設置 4/4 4者連絡会議開催(～7/12)	5/23 職員への健康調査実施(～6月) 5/24 第1回3者連絡会議	7/1 震災対策支援チーム発足 7/1 東部土木事務所の修理完了 8/1 自衛隊への撤収要請 8/5 被災者支援連絡調整会議開催 9/26 被災した気仙沼合同庁舎の仮設庁舎での業務開始	10/19 職員への健康調査実施(～11月) 10/31 被災した南三陸沼合庁舎の仮設庁舎での業務開始 12/30 県内避難所閉鎖	2月 感謝状の贈呈を開始(～3月) 3/26 宮城県災害対策本部の廃止(95回)	
被害状況の収集・整理	14:52 自衛隊に対し情報収集のための偵察を依頼 ・受理した情報をホワイトボード上に記載すると共に、情報を大別し時系列整理表へ入力 ・被災状況等収集	3/12 未明 市町村及び各消防本部へ一斉指令FAXにて被害状況報告を依頼(～3/19) 3/14 携帯電話事業者から携帯電話436台の支援を受け、行方不明者捜索に使用、避難所へ配布	3/15 移動式ip電話を、行方不明者捜索用として自衛隊へ貸与 3/15 特定省電力無線機を、行方不明者捜索用として自衛隊へ貸与	3/19 各市町村及び各市町村消防本部あてに、『地震被害状況調査に係る「死者」「行方不明者」の考え方について』を通知 3/23 県所有可搬型VSAT無線機のうち1台を南三陸町仮設役場へ設置	5/18 県所有可搬型VSAT無線機のうち1台を女川町へ設置					
住民・マスコミへの広報	16:00 本部長(知事)による臨時記者会見 16:30 報道機関に対し、被害状況等に関する記者発表を実施(以後継続) 3/11 災害対策本部会議、記者レクチャー等はすべてフルオープンで実施することを決定 ・県HPのトップページに地震情報枠を設置	3/12 県政記者会への情報提供、国内外のメディアの受入開始 3/13 「災害ボランティアの申出について」を県HPに掲載	3/15 市町村別避難者リストをHPで公開 3/15 県ホームページに「震災に関する各種相談窓口」を掲載 3/17 避難所ごとの避難者リストの公開開始	3/22 「宮城県避難者情報ダイヤル」開設	4/3 「東日本大震災に関するお知らせ」を各新聞に掲載(以後定期掲載) 4/11 復興へのシンボルマーク「復興へ 頑張ろう!みやぎ」を公表	4/24 以降、報道機関に対する定時の被害報告は1日2回のみ実施 5/16 県内民放4局において、県民に関わる重要事項を放送(～12月末)	7/4 県外向け広報番組「伊達な旅記行～いイトコ!みやぎ」の放送再開 8/1 以降、報道機関に対する定時の被害報告を平日のみ実施	12月～ 「みやぎ被災者生活支援ガイドブック」発行(県震災復興本部)	3/26 宮城県災害対策本部の廃止(95回)	
県の対応	15:02 自衛隊に災害派遣要請 15:36 国に対し緊急消防援助隊の派遣を要請 ・緊急消防援助隊調整グループ設置(～5/10) ・ヘリコプター運用調整グループ設置(～8/1)	3/14 家庭用ガスの取扱いに関する注意喚起の放送用原稿を作成し、マスコミに対し情報提供 3/14 関係団体に対し、流出散乱した高圧ガス容器の自主回収を要請 3/14 総務省から支援を受けたMCA無線機及び簡易無線機を行方不明者捜索用として自衛隊へ貸与	3/15 流出容器の取扱い注意喚起チラシを作成し、各市町村災害対策本部、消防、自衛隊に配布 3/15 移動式ip電話を、行方不明者捜索用として自衛隊へ貸与 3/15 特定省電力無線機を、行方不明者捜索用として自衛隊へ貸与	3/24 毒物劇物に関する危険防止についてプレス発表	3/26 救助・捜索機関連絡会同(～5/13)	5月末 環境省のモニタリング実施方針に基づき、検体採取を開始 6/1 第1回環境モニタリング(アスベスト)(～6/16)	7/4 環境・衛生相談窓口の設置 ・「東日本大震災による被災地域の環境・衛生等の確保に関する対応マニュアル」の作成	・津波により流出した所有者不明の高圧ガス容器の処理開始(～3月)		
救出・救助・捜索活動							9.8 被災地大気環境調査①(～10/30)	11.1 被災地大気環境調査②(～12/25)	1.7 被災地大気環境調査③(～3/7)	
遺体の収容・埋火葬		3/12 遺体安置所の設置調整 3/14 他都道府県に対し火葬協力要請 ・国に対し遺体保管用ドライアイスの供給を要請	3/17 埋火葬(土葬)する場合の手順や墓地の選定基準を示したマニュアルの作成、関係市町へ通知	3/21 県内3市3町において、仮埋葬(土葬)の開始(～6/8)	4/16 県内市町村で遺体の改葬開始(～11/19)			11/19 県内市町村で遺体の改葬終了		
避難者対策	14:58 県内全市町村に対し、衛星無線FAXで手書きによる避難指示を一斉送信 15:14 全市町村あて衛星無線FAXに避難指示を一斉送信		3/15 市町村別避難者リストをHPで公開 3/17 避難所ごとの避難者リストの公開開始 3/22 「宮城県避難者情報ダイヤル」開設	3/19 県庁舎に避難してきた帰宅困難者に対する開放スペース閉鎖 3/19 二次避難検討・支援チーム立ち上げ	4/1 避難所グループ設置 4/1 避難所の食事状況調査(～最終10月) 4/3 二次避難第一陣の開始(約500人が栗原市、登米市、加美町及び大崎市の避難先へ) 4/4 被災者支援4者連絡会議	5/11 各市町村避難者数を県HPに掲載 6/1 1.5次避難事業の実施(～8/31) ・暑さ対策物資を調達、要望市町に對して供給 4/11 被災者生活支援チームの立ち上げ(～11/15)	7/12 ボランティア団体との連携による物資の供給開始 ・各市町に対し二次避難から応急仮設住宅への入居等が計画的に行えるように依頼	12/30 気仙沼市の避難所の閉鎖により、県内避難所の全閉鎖		
避難所の開設・誘導・帰宅困難	県庁舎に避難してきた帰宅困難者の受け入れ、食事等の提供(～3/16)									
物資の調達・支援	・各関係機関に対し、物資の調達・供給等について確認	3/12 政府現地対策本部に対し、ライフライン機関への燃料供給の要請 3/12 コンビニエンスストア各社との協定に基づく物資供給調整開始 3/14 物資グループの設置 「緊急物資の輸送に関する協定」に基づきトラック協会へ協力要請	3/15 農林水産省に対し、精米の供給を要請 3/15 宮城県倉庫協会から物資輸送に関する提案書の提出 3/16 緊急車両専用給油所の設置 3/18 被災地への燃料供給業務開始 ・宮城県倉庫協会の駐在員が災害対策本部事務局に常駐(～3月末)	3/21 石油製品の県外からの供給ルート復旧 3/22 JA全農みやぎからの申し出を受け、被災市町へおにぎりを供給(4/10)	4/10 H22年度予備費で調達されていた生活用品関係の調達が終了 災害救助法の適用による県及び市町の独自調達に切り替わる 4/11 支援物資の受付終了	4/20 H22年度予備費で調達されていた食糧・飲料水の調達が終了、災害救助法の適用による県及び市町の独自調達に切り替わる 6/1 冷蔵庫、扇風機、防虫スプレー等、避難所の暑さ対策及び防虫対策用物資の重点調達開始	7/12 ボランティア団体との連携による物資の供給開始 8/1 都庁との連携による福祉施設への物資配送開始 8/11 県による精米の独自調達終了 8/19 県による生活物資の独自調達終了	10/17 支援物資仮置場として県立高校の利用を開始 2月下旬 賞味期限切れの食品や中古品等の支援物資の廃棄(～3月下旬) 3/31 支援物資対応終了、倉庫引渡完了		
			海外からの支援物資への対応(～6/23)							

東日本大震災時の宮城県災害対策本部及び関係組織の動き【総括表】

時期	発生 2011/3/11 (発災当日)	2日～3日後	4日～7日後 (1週間後)	1週間～2週間後	2週間～1ヶ月後	1ヶ月～3ヶ月後	3ヶ月～6ヶ月後	6ヶ月～9ヶ月後	9ヶ月～1年後		
状況	14:46 東北地方太平洋沖地震発生 (M9.0) 14:49 大津波警報発令、宮城県沿岸に津波最大6mと予想(気象庁) 15:14 宮城県沿岸に津波最大6から10mに修正(気象庁) 15:15 茨城県沖 約80km M7.4 震度6弱 16:20 地震の名称を「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」と発表(気象庁) 19:03 原子力緊急事態宣言 21:23 福島原発半径3km以内の避難指示	3/12 長野県北部 約8km M6.7 震度6強 3/12 福島第一原発1号機で水素爆発 3/13 17:58 津波注意報解除 3/14 東京計画停電開始 3/14 福島第一原発3号機で水素爆発 半径20km圏内屋内退避指示	3/15 静岡県東部 M6.4 震度6強 3/16 東北地方太平洋沖地震に関する天皇陛下のおことばのビデオメッセージご発表 3/18 警察庁集計の全国死者数が6,911人、阪神淡路大震災の6,434人を越える	3/23 東京で「水の買占め」 3/25 警察庁集計の全国死者数が1万人を越える	4/1 震災の名称を「東日本大震災」とすることを発表(日本政府)	4/7 宮城県沖 約66km M7.2 震度6強 4/10, 24 第17回統一地方選挙(被災地自治体内は延期) 4/11 福島県浜通り 約6km M7 震度6弱	4/12 福島原発事故 IAEAの国際原子力事象評価尺度に従いレベル7に引き上げ 4/29 東北新幹線全線運転再開 5/2 「東日本大震災財団法成立」第1次補正予算成立(総額約4兆円超) 6/20 「東日本大震災復興基本法」成立 6/24 「東日本大震災復興基本法」公布・施行	7/1 東京電力及び東北電力管内で15%の節電目標の電力制限発動 7/25 第2次補正予算成立(総額約2兆円) 7/29 「東日本大震災からの復興基本方針」決定 9/20 台風15号で記録的豪雨	11/21 第3次補正予算成立(総額約12兆円) 12/7 「東日本大震災復興特別区域法」成立 12/9 「復興庁設置法」成立	2/10 復興庁発足(宮城復興局)、宮城復興局(仙台市)、支所(石巻市、気仙沼市)設置 3/11 震災より一年、追悼式開催(政府主催)	
県の状況	14:46 行政庁舎5階に宮城県災害対策本部を設置 15:26 県内津波観測施設(石巻市鮎川)8.6m以上の津波到達 ・県内約142万戸停電、仙台空港浸水、県内鉄道、地下鉄全線と不通等ライフラインに多大な被害 ・県内市町村に災害救助法適用	3/12 東北太平洋沿岸部の大津波警報を津波警報に切り替え 3/12 全国知事会への人的支援を要請 3/13 7:30 東北太平洋側の津波警報を注意報に切り替え 3/13 17:58 津波注意報を全て解除 3/14 ガソリン不足が深刻化 ・食料品、生活必需品の物流滞る	3/15 東北電力計画停電発表 3/16 東北地方太平洋沖地震に関する天皇陛下のおことばのビデオメッセージご発表 3/17 仙台空港の救援機による物資輸送が可能となる 3/18 県内停電率約18%(約23万戸)	3/21 県内で仮埋葬(土葬)始まる 3/22 宮城県知事石油類の安心宣言 3/24 東北自動車道全線の交通規制解除 ・約95%の回線の電気通信サービス回復	3/27 塩釜港石油専用棧橋に5,000k1積み石油輸送船が入港 3/28 JR仙石線 一部区間で運転再開 4/8 余震による電力停電、約86万戸から35万戸に減少 4/11 「宮城県震災復興基本方針(素案)」公表	4/22 宮城県震災復興本部設置 4/22 第1回「宮城県震災復興本部会議」開催(全19回開催) 4/27 天皇皇后両陛下行幸啓 4/29 復興へのキックオフ(東北楽天ベガルタ仙台本拠地開幕戦)、東北新幹線全線運転再開 5/2 第1回「宮城県震災復興会議」開催(有識者出席 全4回開催)	8/1 宮城県における自衛隊災害派遣終了再開 8/17 宮城県震災復興計画(最終案)公表 9/5 宮城県サポートセンター支援事務所開設 9/12 「東京電力福島第一原子力発電所事故対策みやぎ県民会議」設置 9/20 台風15号による被害が県内各地で発生	10/1 仙台空港アクセス鉄道が全線で運行再開 10/18 「宮城県震災復興計画」県議会で承認 12/26 県内応急仮設住宅完成(22,095戸) 12/30 県内全避難所閉鎖 12月 任期付職員募集開始	1/31 「東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策基本方針」策定 3/11 各市町村追悼式開催、県庁に献花台設置 3/19 「東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画」を決定 3/26 「宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画」公表 3/26 宮城県災害対策本部の廃止		
県の対応	14:46 県庁8階に土木部災害対策本部を設置 16:20 第1回土木部災害対策本部会議開催 18:30 国交省からR47, 48, 113, 286を緊急輸送路とするため一般車通行止めとする旨連絡あり	3/13 女川原子力発電所へのアクセス道確保作業開始 3/12 県管理道路で全面通行止め45箇所、69路線90箇所交通規制 3/14 災害時の応援協定を締結していた11団体に文書で応援要請	3/15 仙台空港に救援復旧対策に使用するヘリポート4機の駐機スペース確保 3/16 被災地における災害応急対策を優先するため、工事の一時中止について周知 3/18 JX日鉱日石エネルギー仙台精油所への燃料輸送ルート確保	3/19 県管理道路の交通規制がピーク規制箇所数166(前面通行止め92、片側交互通行74) 3/26 給水車等による給水支援が最大の129台のぼるが、以後出動台数は減少し8月上旬で終了	3/27 塩釜港石油専用棧橋に5,000k1積み石油輸送船が入港(この入港を契機にガソリンなど油燃料の需給環境が次第に改善) 4/1 仙台塩釜港及び石巻港における一般船舶の利用を再開	5/10 公共土木施設の災害査定(～1/23)			9/9 宮城県沿岸における津波堤防高さの設定について公表	10/25 県営住宅の災害査定(～12/22)	2/15 「公共土木施設等復旧方針」を策定し公表
	震災廃棄物・し尿処理対策	3/12 各市町へ仮設トイレの供給開始 3/14 震災廃棄物処理対策検討チーム設置	3/16 各市町に対し、仮設トイレ及びし尿収集車の必要数調査	3/20 マスコミを通じ、建物の解体撤去作業時の注意喚起	3/28 「災害廃棄物処理の基本方針」の策定 3/29 「被災自動車処理方針」策定	4/13 宮城県災害廃棄物処理対策協議会の設置 5/25 「被災自動車処理指針」策定 6/1 第1回環境モニタリング(～6/16) 6/24 被災地の環境・衛生対策に関する庁内検討チーム設置(～3/28)	7/15 陸上自衛隊による被災3県でのハエ駆除活動の調整 7月 災害廃棄物処理実行計画(第一次案)の策定(8月公表) 8月 プロポーザル審査による震災廃棄物処理業者の選定開始 9/1 震災廃棄物対策課設置	12/27 環境省が「廃棄物関係ガイドライン」を公表	3/24 災害廃棄物処理の焼却炉で県内初火入れ(互処理処理) 3/28 被災地の環境・衛生対策に関する庁内検討チーム廃止		
	災害時要援護者対策	被災状況等調査	3/13 被災した精神科病院から他の医療機関への転院調整開始	3/17 関係団体に対し、避難所等の要介護者への支援を要請(～3/31) 3/18 厚生労働省の要請により、妊婦等の受入体制相談窓口設置 3/24 厚生労働省に対し、児童福祉及び児童心理司の派遣要請	3/23 宮城県理学療法士会及び宮城県作業療法士会に対して、リハビリテーション支援の要請 3/24 厚生労働省に対し、児童福祉及び児童心理司の派遣要請	3/29 要援護高齢者の受入可能施設に対し、最低限度員の一割以上の受入を要請、近県への応援要請 4/6 宮城県震災孤児等対策会議の設置	4/28 里親制度周知の家庭訪問開始 5/10 相談支援専門員派遣開始(～7/8)	7/6 「東日本大震災みやぎこども育英基金」口座開設 9/1 「東日本大震災心の相談ホットライン・みやぎ」開設 9/5 宮城県サポートセンター支援事務所開設	10/18 「東日本大震災みやぎこども育英基金条例」設置 11/10 全福祉避難所閉鎖 12/28 「東日本大震災みやぎこども育英基金未就学児支援金」として支援事業を開始	1/4 「みやぎ被災聴覚障害者情報支援センター(みみサボみやぎ)」の開設 2月 被災した精神科病院から他の医療機関への転院した患者の帰院調整開始	
	心のケアの活動		3/13 厚生労働省に対し、災害対策基本法に基づく心のケアチームの派遣について要請 3/14 災害時メンタルヘルスに関するチラシの配布、保健所活動マニュアルの配布開始	3/17 「宮城県子ども心のケアチーム」による避難所等巡回訪問開始 3/18 心のケア対策会議開催(～7月)	3/23 ホットラインの開設			8/11 精神障害者アウトリーチ推進事業開始	12/1 みやぎ心のケアセンター開設		
	ボランティア等の受入・連携		3/12 宮城県社会福祉協議会、みやぎ災害救援ボランティアセンターと共同で宮城県災害ボランティアセンター設置 3/13 「災害ボランティアの申出について」を県HPに掲載	3/12 ボランティアに関する相談窓口を設置(～5月)			3/23 「宮城県災害ボランティアセンター支援連絡会議」開催 4/4 4者連絡会議開催(～7/12)	8/5 被災者支援連絡調整会議開催			
	医療救護活動(保健衛生活動)	15:55 厚生労働省から全国のDMATへの出動要請 3/11 災害時保健活動マニュアルの配布を開始 3/11 情報収集・提供・手配	3/12 DMAT活動期(～3/16) 3/12 災害医療コーディネーターによる患者搬送先の調整(～3/26) 3/12 患者が集中する病院への受信抑制の呼びかけ(～3/17) 3/13 県内の医療機関の受信対応状況等の情報を収集・HPで提供 3/14 厚生労働省等に対して医療救護班の派遣要請、全国都道府県等関係機関に対して災害対策基本法に基づく医療救護班の派遣要請	3/15 災害医療対策本部会議設置(～3/30) 3/17 DMATから医療救護班へ移行 医療救護班を活用した避難所の情報収集 3/18 避難所への衛生資材の配布 3/19 人工透析患者の県外搬送(～3/23) 3/16 医薬品等集積所の運営等(～1/19)	3/22 東北大学大学院医学系研究所と共同で「避難所における感染症リスク対応チーム」を設置し、避難所における衛生状況の巡回調査・指導	3/31 管理栄養士等の派遣(～9月) 4/11 他都道府県からの歯科医師等の派遣(～6/30)	5/14 避難所サーベイランスの立ち上げ 5/18 地域医療復興検討会議の設置 6月 熱中症予防啓発ポスターチラシ等配布 4/11 被災者生活支援チームの立ち上げ(～11/15)	9/1 仮設住宅入居者に対する健康調査(～10/31) 9/20 「地域医療の方向性」の公表 9月 「健康支援事業(食生活支援)」の立ち上げ	11/15 保健福祉事務所被災者生活支援チームの設置 11/15 保健福祉部被災者生活支援調整会議の設置 11/15 みやぎ医療情報ネットワーク協議会の設立	2/6 第6回地域医療推進委員会において被災各地域における公的病院の再建等を含む事業計画を「第二期宮城県地域医療再生計画・宮城県地域医療復興計画」として策定 1月 みなし仮設住宅の健康調査の実施(～3月)	
	建築物対策			3/22 被災住宅相談窓口設置	4/8 建築基準法による建築制限の実施(～4/11)	4/12 建築基準法による建築制限の延長(～5/11) 5/12 特例法による建築制限の実施(～9/11)	9/12 特例法による建築制限の延長(～11/10)	11/1 東松島市被災市街地復興推進地域の都市計画決定告示 11/11 気仙沼市、南三陸町、女川町、名取市被災市街地復興推進地域の都市計画決定告示	3/22 「東北地方太平洋沖地震による建築被害報告会」を開催し、一般聴講者に県内の建築被害を報告 3/30 名取市、女川町被災市街地復興推進地域の都市計画変更告示		
	被災建築物応急危険度判定開始(3/11～5/10)に伴い、市町村に対して被災建築物応急危険度判定士を派遣		被災地危険度判定の開始(3/13～5/19)に伴い、市町村に対して被災地危険度判定士を派遣								

## 東日本大震災時の宮城県災害対策本部及び関係組織の動き【総括表】

時期	発生 2011/3/11 (発災当日)	2日～3日後	4日～7日後 (1週間後)	1週間～2週間後	2週間～1ヶ月後	1ヶ月～3ヶ月後	3ヶ月～6ヶ月後	6ヶ月～9ヶ月後	9ヶ月～1年後	
状況	14:46 東北地方太平洋沖地震発生 (M9.0) 14:49 大津波警報発令、宮城県沿岸に津波最大6mと予想(気象庁) 15:14 宮城県沿岸に津波最大6から10mに修正(気象庁) 15:15 茨城県沖 約80km M7.4 震度6弱 16:20 地震の名称を「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」と発表(気象庁) 19:03 原子力緊急事態宣言 21:23 福島原発半径3km以内の避難指示	3/12 長野県北部 約8km M6.7 震度6強 3/12 福島第一原発1号機で水素爆発 3/13 17:58 津波注意報解除 3/14 東京計画停電開始 3/14 福島第一原発3号機で水素爆発 半径20km圏内屋内退避指示	3/15 静岡県東部 M6.4 震度6強 3/16 東北地方太平洋沖地震に関する天皇陛下のおことばのビデオメッセージご発表 3/18 警察庁集計の全国死者数が6,911人、阪神淡路大震災の6,434人を越える	3/23 東京で「水の買占め」 3/25 警察庁集計の全国死者数が1万人を越える	4/1 震災の名称を「東日本大震災」とすることを発表(日本政府)	4/7 宮城県沖 約66km M7.2 震度6強 4/10, 24 第17回統一地方選挙(被災地自治体内は延期) 4/11 福島県浜通り 約6km M7 震度6弱	4/12 福島原発事故 IAEAの国際原子力事象評価尺度に従いレベル7に引き上げ 4/29 東北新幹線全線運転再開 5/2 「東日本大震災財特法成立」第1次補正予算成立(総額約4兆円超) 6/20 「東日本大震災復興基本法」成立 6/24 「東日本大震災復興基本法」公布・施行	7/1 東京電力及び東北電力管内で15%の節電目標の電力制限発動 7/25 第2次補正予算成立(総額約2兆円) 7/29 「東日本大震災からの復興基本方針」決定 9/20 台風15号で記録的豪雨	11/21 第3次補正予算成立(総額約12兆円) 12/7 「東日本大震災復興特別区域法」成立 12/9 「復興庁設置法」成立	2/10 復興庁発足(宮城復興局)、宮城復興局(仙台市)、支所(石巻市、気仙沼市)設置 3/11 震災より一年、追悼式開催(政府主催)
県の状況	14:46 行政庁舎5階に宮城県災害対策本部を設置 15:26 県内津波観測施設(石巻市鮎川)8.6m以上の津波到達 ・県内約142万戸停電、仙台空港浸水、県内鉄道、地下鉄全線が不通等ライフラインに多大な被害 ・県内市町村に災害救助法適用	3/12 東北太平洋沿岸部の大津波警報を津波警報に切り替え 3/12 全国知事会への人的支援を要請 3/13 7:30 東北太平洋側の津波警報を注意報に切り替え 3/13 17:58 津波注意報を全て解除 3/14 ガソリン不足が深刻化 ・食料品、生活必需品の物流滞る	3/15 東北電力計画停電発表 3/16 東北地方太平洋沖地震に関する天皇陛下のおことばのビデオメッセージご発表 3/17 仙台空港の救済機による物資輸送が可能となる 3/18 県内停電率約18%(約23万戸)	3/21 県内で仮埋葬(土葬)始まる 3/22 宮城県知事石油類の安心宣言 3/24 東北自動車道全線の交通規制解除 ・約95%の回線の電気通信サービス回復	3/27 塩釜港石油専用桟橋に5,000k1積み石油輸送船が入港 3/28 JR仙石線 一部区間で運転再開 4/8 余震による電力停電、約86万戸から35万戸に減少 4/11 「宮城県震災復興基本方針(素案)」公表	4/22 宮城県震災復興本部設置 4/22 第1回「宮城県震災復興本部会議」開催(全19回開催) 4/27 天皇皇后両陛下幸啓 4/29 復興へのキックオフ(東北楽天ベガルタ仙台本拠地開幕戦)、東北新幹線全線運転再開 5/2 第1回「宮城県震災復興会議」開催(有識者出席 全4回開催)	8/1 宮城県における自衛隊災害派遣終了再開 8/17 宮城県震災復興計画(最終案)公表 9/5 宮城県サポートセンター支援事務所開設 9/12 「東京電力福島第一原子力発電所事故対策みやぎ県民会議」設置 9/20 台風15号による被害が県内各地で発生	10/1 仙台空港アクセス鉄道が全線で運行再開 10/18 「宮城県震災復興計画」県議会で承認 12/26 県内応急仮設住宅完成(22,095戸) 12/30 県内全避難所閉鎖 12月 任期付職員の募集開始	1/31 「東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策基本方針」策定 3/11 各市町村追悼式開催、県庁に献花台設置 3/19 「東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画」を決定 3/26 「宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画」公表 3/26 宮城県災害対策本部の廃止	
県の対応	住宅確保対策	3/13 県内特定行政庁と連携し、全県を仮設建築物に対する制限の緩和の区域指定 3/14 プレハブ建築協会へ仮設住宅10,000戸の建設を要請	3/17 県内各市町村に対し、応急仮設住宅の建設要望戸数等の聞き取り調査	3/22～3/24 応急仮設住宅の市町村への説明会開催	3/28 応急仮設住宅第一次分、13市町1,207戸着手 4/1 プレハブ建築協会へ20,000戸の追加要請	4/28 塩釜市で県内初となる仮設住宅へ入居を開始 5/13 民間賃貸住宅の借り上げ制度(対象範囲拡大含む)について、各市町村へ再通知 5/19 応急仮設住宅建設戸数修正(3万戸→2万3千戸)	7/1 震災援護室設置 9/28 応急仮設住宅県整備分21,519戸完成	10/3 応急仮設住宅の寒さ対策追加工事をプレハブ建設協会へ要請(水道管凍結防止等) 12/21 「宮城県復興住宅計画」を策定し公表 12/26 応急仮設住宅が全戸分完了(計22,095戸)	1/25 応急仮設住宅の寒さ対策追加工事をプレハブ建設協会へ要請(水道管凍結防止等) 3/21 全ての応急仮設住宅の追加工事が完了 3/30 住宅の応急修理市町村受付終了	
	財務・生活支援対策	17:00 県内全市町村に災害救助法が適用、宮城県公報により告示	3/12 寄附金への対応を開始 3/14 義援金に関する受付窓口設置 3/14 被災者生活再建支援法を県内全市町村に適用し告示、各市町村から通知	3/16 「住民基本台帳法施行条例」を一部改正(住民基本台帳を滅失した恐れのある市町村から要請があった場合、住民情報の提供が可能となった)	3/22 災害救助法に関する市町村説明会(～3/24)	3/27 緊急小口資金特例貸付受付開始(～5/10) 4/2 災害救助法対応チーム設置	4/13 第1回宮城県災害義援金配分委員会 5/16 第2回宮城県災害義援金配分委員会 6/24 第3回宮城県災害義援金配分委員会 6/28 県税条例の改正条例及び県税減免条例の改正条例を施行	7/1 震災援護室設置 7/25 生活復興支援資金受付開始	12/5 二重ローン対策について各市町村へ協力依頼 1/19 第4回宮城県災害義援金配分委員会 1/23 二重ローン対策申請受付開始	
	農林水産業関連対策	18:20 「情報収集対策チーム」及び「応急復旧対策チーム」を設置 ・農林水産関係被害状況等収集	3/12 農地・農業用施設の被害状況調査 3/14 東日本大震災金融相談窓口(農林水産分野)設置	3/17 農地海岸応急復旧工事着工 3/18 災害対策チーム設置	4/4 「災害復旧・復興対策体制」を構築、各分野にプロジェクトチーム編成 4/11 農業系3試験研究機関共同による震災(津波)対応プロジェクト研究「農業の早期復興に向けた試験研究機関連携プロジェクト」を立ち上げ 4/11 陸揚げ漁船の状況調査(～5/18)	4/15 農地・農業用施設の災害廃棄物処理開始 4/25 「東日本大震災農林水産部復興推進本部」として設置要綱を制定、組織化 4/28 「農地復旧支援チーム」設置	5/16 漁場の災害廃棄物撤去開始(～2月末)	「宮城県農業生産復旧緊急対策事業」を創設	10/18 「みやぎの農業・農村復興計画」策定	3/23 宮城県水産物放射能対策連絡会議設立
	商工業関係被害状況等収集	3/14 特別相談窓口の設置	3/15 県内自動車関連企業の被災状況調査	3/22 県内主要経済5団体に対し、新規学卒者の採用内定の取り消しを極力行わないよう要請	4/1 「災害復旧対策資金」の創設 4/8 県内自動車関連企業の被災状況調査	5/30 「復興へ頑張ろう!みやぎ“ものづくり企業”大会」開催 6/13 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業募集開始	9/21 「宮城県雇用維持奨励金」の創設 9/21 「宮城県産業復興機構設立等準備委員会」を設立し、二重債務問題への対応について詳細に検討 7月 仙台・宮城【伊達な旅】復興キャンペーンの実施(～3月)	10月 宮城観光復興支援センターの立ち上げ 11/15 仙台・宮城「食と観光」首都圏大キャラバンの実施 12/27 「宮城産業復興機構」を設立	1/11 みやぎ復興元年セレモニー	
	教育対策	3/11 小中学校・県立高校・特別支援学校の被害状況収集及び県職員の安否確認 ・県立高校の避難所としての使用状況及び避難者数調査及び遺体安置所としての確保調整	3/12 3月14日～18日までを休校と決定し、県立学校へ連絡 3/14 教職員の特別休暇、勤務時間割振り変更の特例について通知	3/16 県立学校について3月中の授業の打ち切りを決定	3/22 知事、教育庁、宮城労働局長連盟で経済主要5団体に対する雇用要請 3/29 文化庁へ文化財の救援要請	4/1 被災者教育相談フリーダイヤルの開設(～5/31) 4/3 臨床心理士による教職員への面談実施(～4/28) 4/7 給食施設被害状況等の調査	4月中旬 宮城大学への復旧工事(～4月末) 4/20 各県立中学・高等学校の始業式・入学式(～4/22) 4/27 文化財ドクター派遣事業開始 5月 他自治体からの派遣教員の受入調整開始 ・市町に対し、スクールソーシャルワーカーの配置	8/11 学校、幼稚園、保育所等の校庭等における空間放射線率の測定結果公表 8/11 教職員のメンタルヘルスセミナー実施(～8/18) 9/13 教職員に対しストレスチェック票を配布	10/14 県外企業合同面談会開催 10/21 「宮城県被災文化財等保全連絡会議」設置	2/24 臨床心理士による教職員へのメンタルヘルス個別面談実施(～3/10)
原発関連対策	3/14 放射線・放射能に関するホームページの開設	3/15 空間放射線線量率の測定結果について、初の記者発表 3/16 福島第一原発事故に関する相談窓口設置	3/28 東北電力の協力により県庁行政庁舎屋上に可搬型モニタリングポストを設置し、24時間連続測定開始	4/26 女川原子力発電所周辺の安全確保に関する協定に基づく立ち入り調査実施 5月下旬 航空機モニタリングによる県内全域調査(～6月) 5月 全市町村での定点測定を順次開始 6/28 教職員等の放射線の認識共有のため、学校保健研修会実施 6/29 「東京電力(株)福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の影響に係る当面の測定方針」策定	7/1 放射性物質の対応に係る市町村担当課長会議 7/19 「東京電力福島第一原子力発電所事故対策本部」を設置 7/28 関係事業者等に対し牛の出荷制限要請 8/9, 8/10 降下物の放射性物質測定 8/23 牛の出荷制限一部解除 8/26 平成23年度米の放射性物質の調査 9/12 「東京電力福島第一原子力発電所事故対策みやぎ県民会議」設置 9/12 原子力安全対策課設置 9/28 「放射能情報サイトみやぎ」の開設	10/28 女川原子力発電所立ち入り調査 10月下旬 航空機モニタリングによる県内全域調査 11/14 環境放射能監視検討会の開催 12/21 除染支援チーム設置 12/27 東京電力に対し損害賠償請求 12/26 第1回環境審議会放射能対策専門委員会の開催	1/23 原子力センター分析業務開始 1/30 第2回環境審議会放射能対策専門会議の開催 1/31 「東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策基本方針」を決定 2/20 民間事業者を対象とした損害賠償請求に係る研修会を開催 2/27, 3/29 市町における可搬型モニタリングポストによる24時間連続測定開始 3/19 「東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画」を決定			
		3/14 空間放射線線量率の測定		3/17 要請のあった市町村立小・中学校、避難所に対する県内スクールカウンセラーの緊急派遣調整		5/10 沿岸部の市町村小・中学校に対する県外スクールカウンセラーの緊急派遣調整		5月 県立高校に対する緊急派遣カウンセラーを派遣(～7月)		

東日本大震災時の宮城県災害対策本部及び関係組織の動き【総括表】

時期	発生 2011/3/11 (発災当日)	2日～3日後	4日～7日後 (1週間後)	1週間～2週間後	2週間～1ヶ月後	1ヶ月～3ヶ月後	3ヶ月～6ヶ月後	6ヶ月～9ヶ月後	9ヶ月～1年後	
状況	14:46 東北地方太平洋沖地震発生 (M9.0) 14:49 大津波警報発令、宮城県沿岸に津波最大6mと予想 (気象庁) 15:14 宮城県沿岸に津波最大6から10mに修正 (気象庁) 15:15 茨城県沖 約80km M7.4 震度6弱 16:20 地震の名称を「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」と発表 (気象庁) 19:03 原子力緊急事態宣言 21:23 福島原発半径3km以内の避難指示	3/12 長野県北部 約8km M6.7 震度6強 3/12 福島第一原発1号機で水素爆発 3/13 17:58 津波注意報解除 3/14 東京計画停電開始 3/14 福島第一原発3号機で水素爆発 半径20km圏内屋内退避指示	3/15 静岡県東部 M6.4 震度6強 3/16 東北地方太平洋沖地震に関する天皇陛下のおことばのビデオメッセージ公表 3/18 警察庁集計の全国死者数が6,911人、阪神淡路大震災の6,434人を越える	3/23 東京で「水の買占め」 3/25 警察庁集計の全国死者数が1万人を越える	4/1 震災の名称を「東日本大震災」とすることを発表 (日本政府)	4/7 宮城県沖 約66km M7.2 震度6強 4/10, 24 第17回統一地方選挙 (被災地自治体内は延期) 4/11 福島県浜通り 約6km M7 震度6弱	4/12 福島原発事故 IAEAの国際原子力事象評価尺度に従いレベル7に引き上げ 4/29 東北新幹線全線運転再開 5/2 「東日本大震災財法成立」第1次補正予算成立 (総額約4兆円超) 6/20 「東日本大震災復興基本法」成立 6/24 「東日本大震災復興基本法」公布・施行	7/1 東京電力及び東北電力管内で15%の節電目標の電力制限発動 7/25 第2次補正予算成立 (総額約2兆円) 7/29 「東日本大震災からの復興基本方針」決定 9/20 台風15号で記録的豪雨	11/21 第3次補正予算成立 (総額約12兆円) 12/7 「東日本大震災復興特別区域法」成立 12/9 「復興庁設置法」成立	2/10 復興庁発足 (宮城復興局)、宮城復興局 (仙台市)、支所 (石巻市、気仙沼市) 設置 3/11 震災より一年、追悼式開催 (政府主催)
県の状況	14:46 行政庁舎5階に宮城県災害対策本部を設置 15:26 県内津波観測施設 (石巻市鮎川) 8.6m以上の津波到達 ・県内約142万戸停電、仙台空港浸水、県内鉄道、地下鉄全線が不通等ライフラインに多大な被害 ・県内市町村に災害救助法適用	3/12 東北太平洋沿岸部の大津波警報を津波警報に切り替え 3/12 全国知事会への人的支援を要請 3/13 7:30 東北太平洋側の津波警報を注意報に切り替え 3/13 17:58 津波注意報を全て解除 3/14 ガソリン不足が深刻化 ・食料品、生活必需品の物流滞る	3/15 東北電力計画停電発表 3/16 東北地方太平洋沖地震に関する天皇陛下のおことばのビデオメッセージ公表 3/17 仙台空港の救援機による物資輸送が可能となる 3/18 県内停電率約18% (約23万戸)	3/21 県内で仮埋葬 (土葬) 始まる 3/22 宮城県知事石油類の安心宣言 3/24 東北自動車道全線の交通規制解除 ・約95%の回線の電気通信サービス回復	3/27 塩釜港石油専用桟橋に5,000k1積み石油輸送船が入港 3/28 JR仙石線 一部区間で運転再開 4/8 余震による電力停電、約86万戸から35万戸に減少 4/11 「宮城県震災復興基本方針 (素案)」公表	4/22 宮城県震災復興本部設置 4/22 第1回「宮城県震災復興本部会議」開催 (全19回開催) 4/27 天皇皇后両陛下幸啓 4/29 復興へのキックオフ (東北楽天 ベガルタ仙台本拠地開幕戦)、東北新幹線全線運転再開 5/2 第1回「宮城県震災復興会議」開催 (有識者出席 全4回開催)	8/1 宮城県における自衛隊災害派遣終了再開 8/17 宮城県震災復興計画 (最終案) 公表 9/5 宮城県サポートセンター支援事務所開設 9/12 「東京電力福島第一原子力発電所事故対策みやぎ県民会議」設置 9/20 台風15号による被害が県内各地で発生	10/1 仙台空港アクセス鉄道が全線で運行再開 10/18 「宮城県震災復興計画」県議会で承認 9/12 「東京電力福島第一原子力発電所事故対策みやぎ県民会議」設置 12月 任期付職員募集開始	1/31 「東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策基本方針」策定 3/11 各市町村追悼式開催、県庁に献花台設置 12/26 県内応急仮設住宅完成 (22,095戸) 12/30 県内全避難所閉鎖 12月 任期付職員募集開始	3/19 「東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画」を決定 3/26 「宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画」公表 3/26 宮城県災害対策本部の廃止
国の対応	14:50 官邸対策室設置 15:14 緊急災害対策本部発足 15:40 消防庁長官による緊急消防援助隊の出動指示 15:57 政府調査団派遣決定 18:42 政府調査団を宮城県に派遣 22:00 政府調査団会議 (県庁11階に設置) 22:30 第4回県災害対策本部会議へ出席 3/11 宮城県の全市町村に災害救助法を適用 3/11 「くしの歯作戦」開始	3/12 6:00 緊急災害現地対策本部を県庁11階に設置 3/12 11:10 第1回政府現地対策本部会議 3/12 緊急輸送道路として東北自動車道の機能確保 3/12 緊急輸送道路として国道4号の機能確保 3/13 国土交通省東北地方整備局で、TEC-FORCEとして約200名の東北地整以外の職員が被災状況の調査を開始 3/14 内閣府は302億円の予備費の支出を決定	3/15 福島原子力発電所事故対策統合連絡本部を設置 3/17 国土交通省が仙台空港北側で排水作業開始 3/17 被災者生活支援特別対策本部 (支援チーム) 設置を決定 3/18 米軍機による救援物資輸送開始 (仙台空港)	3/20 被災者生活支援特別対策本部 (支援チーム) 発足 3/21 タンカーによる燃料油等の輸送 (仙台塩釜港) 3/24 東北自動車道の一般供用開始	4/4 4者連絡会議開催 (～7/12) 4/8 東日本大震災の被災自治体などに約762億円の特別交付税を交付	4/14 「第1回東日本大震災復興構想会議」を開催 5/2 東日本大震災財法成立第1次補正予算成立 5/16 東日本大震災に係る災害廃棄物処理指針を公表 6/24 「東日本大震災復興基本法」施行 6/24 「東日本大震災復興対策本部宮城現地対策本部」を設置 6/25 東日本大震災復興構想会議「復興の提言」提出 6/28 東日本大震災復興対策本部 (第1回) 開催	7/25 第2次補正予算成立 7/29 「東日本大震災からの復興基本方針」決定 8/5 被災者支援連絡調整会議開催 8月中旬 政府現地対策本部の業務を震災復興本部宮城現地対策本部へ移行 8/19 原子力災害対策本部長から牛の出荷制限一部解除指示 8/27 原子力災害からの福島復興再生協議会 (第1回) 開催 9/23 東北新幹線通常ダイヤ復旧	11/21 第3次補正予算成立 11/30 復興財源確保法成立 12/7 復興特別区域法成立 12/9 復興庁設置法成立 12/26 復興特別区域法施行	2/3 直轄国道の通行止めがすべて解消 2/9 復興推進計画第1号認定 (岩手、宮城) 2/10 復興庁発足 (宮城復興局) 3/2 復興交付金可能額通知 (第1回) 3/19 復興推進委員会 (第1回) 開催 3/30 福島復興再生特別措置法成立	
市町村の対応	発災直後 災害対策本部設置 ・県内全市町村に災害救助法が適用	3/12 市町災害ボランティアセンター設置開始 (～3/29)	罹災証明書の発行開始	3/28 応急仮設住宅第一次分着工 4/11～ 県内小中学校等で入学式、始業式 (～5月)	5/15 石巻市 震災復興ビジョン「有識者懇談会」(第1回) 開催 6/12 仙台市 復興まちづくり意見交換会開催 (～6/26)	7/12 石巻市 魚市場が再開	11/30 仙台市震災復興計画策定 12/22 石巻市 震災復興計画策定 12/26 応急仮設住宅が全戸分完成 12/27 東京電力に対し損害賠償請求	2/17 石巻市、女川町、名取市、岩沼市、山元町で復興整備協議会を設置 3/23 「集団移転促進事業」石巻市、岩沼市で復興整備協議会開催		
警察	14:46 宮城県警察災害警備本部設置	3/12 行方不明者相談ダイヤル開設	・地域安全ニュース「きずな」及び「犯罪被害に遭わないための防犯ガイド」を発行し安全情報を提供	3/21 県内3市3町において、仮埋葬 (土葬) の開始 (～6/8)					3/11～3/13 警察官約500名による「3.11行方不明集中捜索」	
消防	21:00 東京消防庁指揮支援隊が宮城県に到着、指揮支援活動開始	3/12 札幌市消防局指揮支援隊が宮城県に到着、活動開始 3/13 神奈川県隊、島根県隊、三重県隊が宮城県に到着、活動開始	3/16 熊本県隊が到着、活動開始			5/10 札幌消防局が任務を終了し、引き揚げ全消防隊の援助終了 5/31 宮城県広域消防相互応援活動終了				
その他重要な関係機関の対応	14:50 災害対策本部設置 18:00 自衛隊 大規模震災災害派遣命令		3/15 日米調整所開設 (～4/30) (アメリカ軍トモダチ作戦)				8/1 県内における自衛隊の支援活動終了			
海上保安本部	14:50 現地対策本部設置	航路啓開への協力、港湾の水路測量・海図更新等								
北海道東北3道県・東京都ほか	19:25 相互応援協定により、山形県が到着 東京都 発災直後、被災3県に現地事務所を設置。都職員を常駐。	3:55 協定により、新潟県が到着。以後暫次連絡所が開設 (計16都道府県) 3/13 新潟県より、停電している病院等へ発電機等の燃料供給	3/23 山形県を幹事とし第1回連絡会議開催 (県災害対策本部会議後)	3/22 関西広域連合 気仙沼・南三陸町・石巻市に対策支援本部を設置 3/22 東京都「被災者支援宮城県事務所」の設置都内火葬場での火葬協力、災害廃棄物の受入、人的支援 (継続中)				10/20 62回で終了	10月 東京都自治法派遣に基づいた中長期の職員派遣調整 (平成24年12月末時点継続中)	

## 『災害対策本部の設置・運営』『被害情報の収集・整理』『住民・マスコミへの広報』（前半 105P～133P）（後半 13P～52P）

時期	発生 2011/3/11（発災当日）	2日～3日後	4日～7日後（1週間後）	1週間～2週間後	2週間～1ヶ月後	1ヶ月～3ヶ月後	3ヶ月～6ヶ月後	6ヶ月～9ヶ月後	9ヶ月～1年後	
状況	14:46 大津波警報発令、宮城県沿岸に津波最大6mと予想（気象庁） 15:14 宮城県沿岸に津波最大6から10mに修正（気象庁） 15:15 茨城県沖 約80km M7.4 震度6弱 16:20 地震の名称を「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」と発表（気象庁） 19:03 原子力緊急事態宣言 21:23 福島原発半径3km以内の避難指示	3/12 長野県北部 約8km M6.7 震度6強 3/12 福島第一原発1号機で水素爆発 3/13 17:58 津波注意報解除 3/14 東京計画停電開始 3/14 福島第一原発3号機で水素爆発 半径20km圏内屋内退避指示	3/15 静岡県東部 M6.4 震度6強 3/16 東北地方太平洋沖地震に関する天皇陛下のおことばのビデオメッセージご発表 3/18 警察庁集計の全国死者数が6,911人、阪神淡路大震災の6,434人を越える	3/23 東京で「水の買占め」 3/25 警察庁集計の全国死者数が1万人を越える	4/1 震災の名称を「東日本大震災」とすることを発表（日本政府）	4/7 宮城県沖 約66km M7.2 震度6強 4/10, 24 第17回統一地方選挙（被災地自治体内は延期） 4/11 福島県浜通り 約6km M7 震度6弱	4/12 福島原発事故 IAEAの国際原子力事象評価尺度に従いレベル7に引き上げ 4/29 東北新幹線全線運転再開 5/2 「東日本大震災財団法成立」第1次補正予算成立（総額約4兆円超） 6/20 「東日本大震災復興基本法」成立 6/24 「東日本大震災復興基本法」公布・施行	7/1 宮城電力及び東北電力管内で15%の節電目標の電力制限発動 7/25 第2次補正予算成立（総額約2兆円） 7/29 「東日本大震災からの復興基本方針」決定 9/20 台風15号で記録的豪雨	11/21 第3次補正予算成立（総額約12兆円） 2/10 復興庁発足（宮城復興局）、宮城復興局（仙台市）、支所（石巻市、気仙沼市）設置 3/11 震災より一年、追悼式開催（政府主催） 12/9 「復興庁設置法」成立	1月 2月 3月
県の状況	14:46 行政庁舎5階に宮城県災害対策本部を設置 15:26 県内津波観測施設（石巻市鮎川）8.6m以上の津波到達 ・県内約142万戸停電、仙台空港浸水、県内鉄道、地下鉄全線が不通等ライフラインに多大な被害 ・県内市町村に災害救助法適用	3/12 東北太平洋沿岸部の大津波警報を津波警報に切り替え 3/12 全国知事会へ人的支援を要請 3/13 7:30 東北太平洋側の津波警報を注意報に切り替え 3/13 17:58 津波注意報を全て解除 3/14 ガソリン不足が深刻化 ・食料品、生活必需品の物流滞る	3/15 東北電力計画停電発表 3/16 東北地方太平洋沖地震に関する天皇陛下のおことばのビデオメッセージご発表 3/17 仙台空港の救援機による物資輸送が可能となる 3/18 県内停電率約18%（約23万戸）	3/21 県内で仮埋葬（土葬）始まる 3/22 宮城県知事石油類の安心宣言 3/24 東北自動車道全線の交通規制解除 ・約95%の回線の電気通信サービス回復	3/27 塩釜港石油専用栈橋に5,000k1積み石油輸送船が入港 3/28 JR仙石線 一部区間で運転再開 4/8 余震による電力停電、約86万戸から35万戸に減少 4/11 「宮城県震災復興基本方針（素案）」公表	4/22 宮城県震災復興本部設置 4/22 第1回「宮城県震災復興本部会議」開催（全19回開催） 4/27 天皇后両陛下下行幸啓 4/29 復興へのキックオフ（東北楽天 ベガルタ仙台本拠地開幕戦）、東北新幹線全線運転再開 5/2 第1回「宮城県震災復興会議」開催（有識者出席 全4回開催）	8/1 宮城県における自衛隊災害派遣終了 8/17 宮城県震災復興計画（最終案）公表 9/5 宮城県サポートセンター支援事務所開設 9/12 「東京電力福島第一原子力発電所事故対策みやぎ県民会議」設置 9/20 台風15号による被害が県内各地で発生	10/1 仙台空港アクセス鉄道が全線で運行再開 10/18 「宮城県震災復興計画」県議会で承認 12/26 県内応急仮設住宅完成（22,095戸） 12/30 県内全避難所閉鎖 12月 任期付職員の募集開始	1/31 「東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策基本方針」策定 3/11 各市町村追悼式開催、県庁に献花台設置 3/19 「東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画」を決定 3/26 「宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画」公表 3/26 宮城県災害対策本部の廃止	2月 感謝状の贈呈を開始（～3月） 3/26 宮城県災害対策本部の廃止（95回）
災害対策本部の設置・運営	発災直後 宮城県災害対策本部設置 14:58 県内各市町村に対し、衛星無線FAXで手書きによる避難指示を一斉送信 15:02 自衛隊に災害派遣要請 15:10 災害対策本部連絡員会議 15:14 各市町村あて衛星無線FAXにて避難指示を一斉送信 15:17 自衛隊の連絡要員が県庁に到着 15:36 国に対し緊急消防援助隊の派遣を要請 15:30 第1回災害対策本部会議（以後、平成24年3/26まで全95回開催） 18:00 本部事務局を県庁2階講堂に移設 <b>3/11 災害派遣等従事車両証明書発行業務</b>	3/12 物資調達グループ設置 3/13 現地調査へ赴く自衛隊、職員に対し衛星携帯電話を貸与 3/14 MCA無線機及び簡易無線機等の貸与開始 3/14 物資グループ設置	3/15 物資調達グループ：物資要請及び物資提供の受付 3/16 物流調整グループ設置 3/18 宮城県倉庫協会の職員が県災害対策本部に駐在（～翌年3月まで）	3/19 「自衛隊災害派遣に関する経費負担区分に関する協定」を調整	3/27 他県等からの応援職員受入による大規模な本部事務局のレイアウト変更 3月下旬 被災証明に係る市町村からの問合せ対応 3月下旬 市町村及び地方振興事務所へ避難者情報を提供 4/1 避難所グループ設置 4/3 二次避難第一陣の開始 4/4 4者連絡会議開催（～7/12）	4/22 物資グループ：物資無料配布会開始（～8/20） 5/23 職員への健康調査実施（～6月） 5/24 第1回3者連絡会議	7/1 震災対策支援チーム発足 7/27 3者調整会議（女川町、東松島市） 7/28 3者調整会議（気仙沼市） 7/28 3者調整会議（南三陸町） 8/1 自衛隊への撤収要請 8/5 被災者支援連絡調整会議開催 9/26 被災した気仙沼合同庁舎の仮設庁舎での業務開始	10/19 職員への健康調査実施（～11月） 10/31 被災した南三陸合同庁舎の仮設庁舎での業務開始 12/30 県内全避難所閉鎖	2月 感謝状の贈呈を開始（～3月） 3/26 宮城県災害対策本部の廃止（95回）	
被害情報の収集・整理	14:52 自衛隊に対し情報収集のための偵察を依頼 ・防災行政無線、宮城県総合防災情報システム等、市町村連絡手段の確認 ・タワヘリテレ映像を全国自治体へ配信 ・救助・救援等に関する電話対応 ・受理した情報をホワイトボード上に記載、情報を大別し時系列整理表へ入力・報道機関へトピックス提供 ・被害状況収集開始	3/12 未明 市町村及び各消防本部へ一斉指令FAXにて被害状況報告を依頼（～3/19） 3/14 携帯電話事業者から携帯電話436台の支援を受け、行方不明者捜索用として、避難所へ配布 ・市町村及び災害対策本部地方支部の通信状況をとりまとめ、本部事務局へ「市町村等の連絡先一覧」を提供	3/15 日本通信株式会社から支援を受けた移動式IP電話を、行方不明者捜索用として自衛隊へ貸与 3/15 アイコム株式会社から寄贈された特定小電力無線機を、行方不明者捜索用として自衛隊へ貸与 3/15 NTT東日本から軽油の支援を受け、防災通信ネットワーク基地局のうち6基に補給し、防災行政無線及びデータ通信を運用継続	3/19 各市町村及び各市町村消防本部あてに、『地震被害状況調査に係る「死者」「行方不明者」の考え方について』通知 3/23 県所有可搬型VSAT無線機のうち1台を南三陸町仮設役場へ設置	4/3 「東日本大震災に関するお知らせ」を各新聞に掲載（以後定期掲載） 4/4 以降、記者発表は1日1回のみ開催 4/11 復興へのシンボルマーク「復興へ頑張ろう！みやぎ」を公表	4/16 「むすび丸だより」の発行開始（～翌年3月の第29号まで） 4/24 以降、報道機関に対する定時の被害報告は1日2回のみ実施 5/16 県内民放4局において30秒スポットCM放送（～12月末） ・石巻市、多賀城市、南三陸町における県政だより5月号の配布を、避難所・市役所・役場への設置や新聞折込により実施	7/4 県外向け広報番組「伊達な旅紀行〜いいとこ！みやぎ」の放送再開 8/1 以降、報道機関に対する定時の被害報告を平日のみ実施 ・県税に係る特例措置を県政だより等にて掲載（5月～3月号）	12月～ 「みやぎ被災者生活支援ガイドブック」発行（県震災復興本部）	3/26 宮城県災害対策本部の廃止（95回）	
住民・マスコミへの広報	16:00 本部長（知事）による臨時記者会見 16:30 報道機関に対し、被害状況等に関する記者発表を実施（ピーク時1日5,6回） 3/11 災害対策本部会議、記者レクチャー等はすべてフルオープンで実施することを決定 3/11 県内のAM、FM、コミュニティFM及び臨時災害FMの各局に震災関連の記者発表資料等を電子メール等で随時提供 ・県HPのトップページに地震情報枠を設置	3/12 県政記者会への情報提供、国内外のメディアの受入開始 3/12 海外の報道機関について、社名入りの腕章・記者証の携帯義務付け等のルールを付して受入、情報提供 3/13 「災害ボランティアの申出について」を県HPに掲載 3/13 県内の医療機関の受診対応状況等の情報を収集・HPで提供	3/15 市町村別避難者リストをHPで公開 3/15 空間放射線線量率の測定結果について初の記者発表 3/16 「生活関連物資のお知らせ」を県HP上に開設 3/17 避難所ごとの避難者リストの公開開始	3/22 「宮城県避難者情報ダイヤル」開設 3/24 毒物劇物に関する危険防止についてプレス発表	4/3 「東日本大震災に関するお知らせ」を各新聞に掲載（以後定期掲載） 4/4 以降、報道機関に対する定時の被害報告は1日2回のみ実施 4/11 復興へのシンボルマーク「復興へ頑張ろう！みやぎ」を公表	4/16 「むすび丸だより」の発行開始（～翌年3月の第29号まで） 4/24 以降、報道機関に対する定時の被害報告は1日2回のみ実施 5/16 県内民放4局において30秒スポットCM放送（～12月末） ・石巻市、多賀城市、南三陸町における県政だより5月号の配布を、避難所・市役所・役場への設置や新聞折込により実施	7/4 県外向け広報番組「伊達な旅紀行〜いいとこ！みやぎ」の放送再開 8/1 以降、報道機関に対する定時の被害報告を平日のみ実施 ・県税に係る特例措置を県政だより等にて掲載（5月～3月号）	12月～ 「みやぎ被災者生活支援ガイドブック」発行（県震災復興本部）	3/26 宮城県災害対策本部の廃止（95回）	
国の対応	14:50 官邸対策室設置 15:14 緊急災害対策本部設置 15:37 第1回緊急災害対策本部会議 15:57 政府調査団派遣決定 20:50 県知事より状況報告 22:00 政府調査団会議（県庁11階に設置） 22:30 第4回県災害対策本部会議へ出席	3/12 5:00 第5回県災害対策本部会議へ出席 3/12 6:00 政府現地対策本部設置（宮城県庁行政庁舎11階） 3/12 11:10 第1回政府現地対策本部会議 3/12 物資・燃料等の輸送手段を調整 3/13 食料18万食、燃料、酸素ボンベの調達調整 3/13 政府に対し水、食料、重油、灯油、ガソリンの緊急要請 3/14 内閣府は302億円の予備費の支出を決定	3/15 災害査定手続きの簡素化について検討 3/16 本部長代行より物資支援、特に燃料供給を最優先事項として取り組むよう指示 3/18 本部長代行より、「被災家屋等の経済的価値や状況等を客観的に判断し、明らかに財産的価値が求められない場合は一般廃棄物として市町村による処分が検討されている」旨説明	3/20 被災者支援特別対策本部設置 3/21 市町事務局調査開始（8/10までに約70回実施） 3/25 本部長代行より、倒壊家屋・自動車・建物・船舶等について、思い切った方針を打ち出す旨説明	3/26 本部長代行より、県等との連携によるボランティアの動きの加速を検討している旨説明 3/27 本部長代行より、ガレキ処理を県が代行しても差し支えなく、その際の費用負担については阪神大震災を超える措置を検討している旨説明 4/4 4者連絡会議開催（～7/12）	4/27 天皇后両陛下下行幸啓 5/24 第1回3者調整会議 6/4 皇太子同妃両殿下県内ご訪問 6/27, 7/8 秋篠宮同妃両殿下県内ご訪問	7/27, 7/28 3者調整会議 8/5 被災者支援連絡調整会議開催 8月中旬 政府緊急災害宮城現地対策本部から、復興対策本部へ移行			
市町村の対応	発災直後 災害対策本部設置	3/12 未明 県より被害状況報告依頼を受領（～3/19）	3/15 市町村別避難者リストを県に提供	3/19 『地震被害状況調査に係る「死者」「行方不明者」の考え方について』を県から受領	5/24 第1回3者調整会議	7/27, 7/28 3者調整会議				
警察	14:46 宮城県警察災害警備本部設置 3/11 確定情報を「お知らせ」、不確定情報を「参考情報」とし、報道機関への情報提供 ・パトカー、バイク、県警ヘリ等による被害状況調査・県警ヘリ・機動隊レンジャー部隊による救助活動開始	3/12 行方不明者相談ダイヤル開設 ・確定情報を「お知らせ」、不確定情報を「参考情報」とし、報道機関への情報提供 ・震災関連情報のホームページへの掲載	・地域安全ニュース「きずな」及び「犯罪被害に遭わないための防犯ガイド」を発行し安全情報を提供 ・被災地における警戒、警ら活動及び被災者等のニーズ把握活動実施							
消防	15:30 仙台市消防局から県に対して緊急消防援助隊の応援要請 15:36 宮城県消防応援活動調整本部の設置 ヘリコプターによる情報収集開始 <b>各消防機関による被害状況調査（～5/31）</b>	3/12 5:00 第5回県災害対策本部会議へ出席 3/12 6:00 政府現地対策本部設置（宮城県庁行政庁舎11階） 3/12 11:10 第1回政府現地対策本部会議 3/12 物資・燃料等の輸送手段を調整 3/13 食料18万食、燃料、酸素ボンベの調達調整 3/13 政府に対し水、食料、重油、灯油、ガソリンの緊急要請 3/14 内閣府は302億円の予備費の支出を決定	3/15 災害査定手続きの簡素化について検討 3/16 本部長代行より物資支援、特に燃料供給を最優先事項として取り組むよう指示 3/18 本部長代行より、「被災家屋等の経済的価値や状況等を客観的に判断し、明らかに財産的価値が求められない場合は一般廃棄物として市町村による処分が検討されている」旨説明	3/20 被災者支援特別対策本部設置 3/21 市町事務局調査開始（8/10までに約70回実施） 3/25 本部長代行より、倒壊家屋・自動車・建物・船舶等について、思い切った方針を打ち出す旨説明	3/26 本部長代行より、県等との連携によるボランティアの動きの加速を検討している旨説明 3/27 本部長代行より、ガレキ処理を県が代行しても差し支えなく、その際の費用負担については阪神大震災を超える措置を検討している旨説明 4/4 4者連絡会議開催（～7/12）	4/27 天皇后両陛下下行幸啓 5/24 第1回3者調整会議 6/4 皇太子同妃両殿下県内ご訪問 6/27, 7/8 秋篠宮同妃両殿下県内ご訪問	7/27, 7/28 3者調整会議 8/5 被災者支援連絡調整会議開催 8月中旬 政府緊急災害宮城現地対策本部から、復興対策本部へ移行			
自衛隊	14:50 防衛省災害対策本部設置 15:01 ヘリ映像伝送装置による映像配信・回転翼及び固定翼機等による情報収集 15:30 第1回防衛省災害対策本部会議 16:30 自衛隊宮城県庁連絡調整所開設 18:00 大規模災害派遣決定 19:30 原子力災害派遣決定 <b>地上、航空部隊による被害状況調査（～8/1）</b>	3/14 災統合任務部隊編成	3/15 日米調整所開設（～4/30）（アメリカ車トモダチ作戦） 3/17 即応予備自衛官災害等招集活動開始 県庁へ方面連絡調整所設置	3/27 石巻市へ方面連絡調整所設置 4/4 4者連絡会議への出席（～7/12）	4/29 福島県庁へ方面連絡調整所設置 ・輸送・物資管理、瓦礫運搬支援、避難者生活支援、捜索、遺体収容支援 ※5月頃より自治体・民間へ逐次移行	7/1 災統合任務部隊編成解組 7/6 宮城県との連絡調整責任者を第6師団長に変更 8/1 宮城県における災害派遣終了				
海上保安本部	14:50 現地対策本部設置 ・巡視船艇・航空機による救助活動・沿岸地域被害状況調査開始	<b>離島への物資輸送・離島からの救急搬送等</b> ・航路啓開への協力、港湾の水路測量・海図更新等	<b>被災者・自治体等に対する支援活動（～11/30）</b>							
東部東北9道県	19:25 相互応援協定により、山形県が到着 ・東京都 発災直後、被災3県に現地事務所を設置。都職員を常駐。	3/12 3:55 協定により、新潟県が到着 以後暫次連絡所が開設（計16都道府県） 3/13 新潟県より、停電している病院等へ発電機等の燃料供給	3/22 関西広域連合 気仙沼・南三陸町・石巻市に対策支援本部を設置 3/22 東京都「被災者支援宮城県事務所」の設置 <b>3/23 山形県を幹事とし第1回連絡会議開催（県災害対策本部会議後）</b>				10/20 62回で終了			

『救出・救助・捜索活動, 災害拡大防止活動』(前半 125P~, 前半 263P~) (後半 43P~, 後半 80P~) 『遺体の収容・埋火葬』(前半 453P~ 457P) (後半 217P)

時期	発生 2011/3/11 (発災当日)	2日~3日後	4日~7日後 (1週間後)	1週間~2週間後	2週間~1ヶ月後	1ヶ月~3ヶ月後	3ヶ月~6ヶ月後	6ヶ月~9ヶ月後	9ヶ月~1年後	
状況	14:49 大津波警報発令, 宮城県沿岸に津波最大6mと予想(気象庁) 15:14 宮城県沿岸に津波最大6から10mに修正(気象庁) 15:15 茨城県沖 約80km M7.4 震度6弱 16:20 地震の名称を「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」と発表(気象庁) 19:03 原子力緊急事態宣言 21:23 福島原発半径3km以内の避難指示	3/12 長野県北部 約8km M6.7 震度6強 3/12 福島第一原発1号機で水素爆発 3/13 17:58 津波注意報解除 3/14 東京計画停電開始 3/14 福島第一原発3号機で水素爆発 半径20km圏内屋内退避指示	3/15 静岡県東部 M6.4 震度6強 3/16 東北地方太平洋沖地震に関する天皇陛下のおことばのビデオメッセージ公表 3/18 警察庁集計の全国死者数が6,911人, 阪神淡路大震災の6,434人を越える	3/23 東京で「水の買占め」 3/25 警察庁集計の全国死者数が1万人を越える	4/1 震災の名称を「東日本大震災」とすることを発表(日本政府)	4/2 福島原発事故 IAEAの国際原子力事象評価尺度に従いレベル7に引き上げ 4/29 東北新幹線全線運転再開 5/2 「東日本大震災財法成立」第1次補正予算成立(総額約4兆円超) 6/20 「東日本大震災復興基本法」成立 6/24 「東日本大震災復興基本法」公布・施行	4/12 福島原発事故 IAEAの国際原子力事象評価尺度に従いレベル7に引き上げ 4/29 東北新幹線全線運転再開 5/2 「東日本大震災財法成立」第1次補正予算成立(総額約4兆円超) 6/20 「東日本大震災復興基本法」成立 6/24 「東日本大震災復興基本法」公布・施行	7/1 東京電力及び東北電力管内で15%の節電目標の電力制限発動 7/25 第2次補正予算成立(総額約2兆円) 7/29 「東日本大震災からの復興基本方針」決定 9/20 台風15号で記録的豪雨	11/21 第3次補正予算成立(総額約12兆円) 12/7 「東日本大震災復興特別区域法」成立 12/9 「復興庁設置法」成立	2/10 復興庁発足(宮城復興局), 宮城復興局(仙台市), 支所(石巻市, 気仙沼市)設置 3/11 震災より一年, 追悼式開催(政府主催)
県の状況	14:46 行政庁舎5階に宮城県災害対策本部を設置 15:26 県内津波観測施設(石巻市鮎川)8.6m以上の津波到達 ・県内約142万戸停電, 仙台空港浸水, 県内鉄道, 地下鉄全線が不通等ライフラインに多大な被害 ・県内市町村に災害救助法適用	3/12 東北太平洋沿岸部の大津波警報を津波警報に切り替え 3/12 全国知事会への人的支援を要請 3/13 7:30 東北太平洋側の津波警報を注意報に切り替え 3/13 17:58 津波注意報を全て解除 3/14 ガソリン不足が深刻化 ・食料品, 生活必需品の物流滞る	3/15 東北電力計画停電発表 3/16 東北地方太平洋沖地震に関する天皇陛下のおことばのビデオメッセージ公表 3/17 仙台空港の救済機による物資輸送が可能となる 3/18 県内停電率約18%(約23万戸)	3/21 県内で仮埋葬(土葬)始まる 3/22 宮城県知事石油類の安心宣言 3/24 東北自動車道全線の交通規制解除 ・約95%の回線の電気通信サービス回復	3/27 塩釜港石油専用桟橋に5,000k1積み石油輸送船が入港 3/28 JR仙石線 一部区間で運転再開 4/8 余震による電力停電, 約86万戸から35万戸に減少 4/11 「宮城県震災復興基本方針(素案)」公表	4/22 宮城県震災復興本部設置 4/22 第1回「宮城県震災復興本部会議」開催(全19回開催) 4/27 天皇后両陛下下行幸啓 4/29 復興へのキックオフ(東北楽天 ベガルタ仙台本拠地開幕戦), 東北新幹線全線運転再開 5/2 第1回「宮城県震災復興会議」開催(有識者出席 全4回開催)	8/1 宮城県における自衛隊災害派遣終了再開 8/17 宮城県震災復興計画(最終案)公表 9/5 宮城県サポートセンター支援事務所開設 9/12 「東京電力福島第一原子力発電所事故対策みやぎ県民会議」設置 9/20 台風15号による被害が県内各地で発生	10/1 仙台空港アクセス鉄道が全線で運行再開 10/18 「宮城県震災復興計画」県議会で承認 12/26 県内応急仮設住宅完成(22,095戸) 12/30 県内全避難所閉鎖 12月 任期付職員募集開始	1/31 「東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策基本方針」策定 3/11 各市町村追悼式開催, 県庁に献花台設置 3/19 「東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画」を決定 3/26 「宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画」公表 3/26 宮城県災害対策本部の廃止	
救出・救助・捜索活動	14:50 陸上自衛隊第22普通科連隊に対し, 電話にて災害派遣準備を連絡 15:02 自衛隊に災害派遣要請 15:36 国に対し緊急消防援助隊の派遣を要請 ・緊急消防援助隊調整グループ設置(〜5/10) ・ヘリコプター運用調整グループ設置(〜8/1)	3/13 関係団体に対し, 高压ガス関連の情報収集依頼 3/14 家庭用ガスの取扱いに関する注意喚起の放送用原稿を作成し, マスコミに対し情報提供 3/14 関係団体に対し, 流出散乱した高压ガス容器の自主回収を要請 3/14 総務省から支援を受けたMCA無線機及び簡易無線機を行方不明者捜索用として自衛隊へ貸与	3/15 流出高压容器の取扱い注意喚起チラシを作成し, 各市町村災害対策本部, 消防, 自衛隊に配布 3/15 日本通信株式会社から支援を受けた移動式ip電話を, 行方不明者捜索用として自衛隊へ貸与 3/15 アイコム株式会社から寄贈された特定小電力無線機を, 行方不明者捜索用として自衛隊へ貸与 3/18 宮城県エルピーガス協会等業界団体を中心とした大震災緊急対策会議に参加(〜6/7)	3/20 粉じんに対する建物の解体撤去作業時の注意喚起 3/23 毒物劇物二次災害に対する注意喚起の通知を各保健所及び支所あてに発出 3/24 毒物劇物に関する危険防止についてプレス発表	3/26 救助・捜索機関連絡会同(〜5/13)3月下旬 高压ガス業界・事業者から寄せられた放棄正常の緩和措置要望等を国に打診し, 回答をHP上で周知 4/1 厚生労働省からの事務連絡に基づき, 各保健所及び支所長あての「津波による毒物又は劇物の流出事故に対する対応等について」通知を発出	5月末 環境省のモニタリング実施方針に基づき, 検体採取を開始 6/1 第1回環境モニタリング(アスベスト)(〜6/16) 6/6 高压ガス事業所を対象とした被害状況調査を実施(〜6/30)	7/4 環境・衛生相談窓口の設置 ・「東日本大震災による被災地域の環境・衛生等の確保に関する対応マニュアル」の作成 9/8 第2回環境モニタリング(アスベスト)(〜9/27)	11/24 第3回環境モニタリング(アスベスト)(〜12/1)	2月〜 第4回環境モニタリング(アスベスト) 2月〜 ダイオキシン類被災地帖佐 ・津波により流出した所有者不明の高压ガス容器の処理開始(〜3月)	
遺体の収容・埋火葬		3/12 県葬祭業協同組合と締結した「災害時における棺等葬祭用品の供給に関する協定」により協力を要請 3/12 遺体安置所の設置調整 3/13 宮城県葬祭業協同組合による葬祭用品の供給開始 3/14 他都道府県に対し火葬協力要請 ・国に対し遺体保管用ドライアイスの供給を要請	3/17 埋火葬(土葬)する場合の手順や墓地の選定基準を示したマニュアルの作成, 関係市町へ通知	3/20 全国霊柩自動車協会に対し遺体搬送協力の要請 3/21 県内3市3町において, 仮埋葬(土葬)の開始(〜6/8) 3/21 全国霊柩自動車協会の協力による霊柩車20台での遺体搬送(〜3/26)		4/16 遺体の改葬開始(〜11/19) 身元不明遺体の保管及び引き渡し				
国の対応	・県からの要請を受け, 自衛隊各部隊への出動指示 ・県からの要請を受け, 自衛隊を派遣 15:40 消防庁長官による緊急消防援助隊の出動指示	3/12 全日本葬祭業協同組合連合会に対し葬祭用品の供給について支援を要請 3/14 環境省が, 被災地におけるモニタリング等について, 支援可能な内容を被災地外の各自治体に対し照会 3/14 県に対しMCA無線機及び簡易無線機を支援(総務省) 3/14 厚生労働省から「墓地埋葬等に関する法律に基づく埋火葬許可の特例について」が通知			4/1 環境省が, 被災地におけるモニタリング等において, 支援可能自治体名と支援内容のリストを被災自治体に送付	5/2 環境省が, 環境モニタリング実施方針を公表 6/2 大気環境緊急モニタリング(ダイオキシン類)(〜6/18) 6/7 環境省第1次環境モニタリング(アスベスト)(〜6/19)	7/28 環境省第2次環境モニタリング(アスベスト)(〜9/1) 9/14 大気環境緊急モニタリング(ダイオキシン類)(〜9/30)	10/27 環境省第3次環境モニタリング(アスベスト)(〜11/10) 12/26 環境省第4次環境モニタリング(アスベスト)(〜3/1)	12/6 大気環境緊急モニタリング(ダイオキシン類)(〜2/5)	
市町村の対応	15:30 仙台市消防局から県に緊急消防援助隊の応援要請 ・緊急消防援助隊の受入れ		3/17 県作成の埋火葬(土葬)の手順や墓地の選定基準を示したマニュアルを受け, 対応開始	3/21 県内3市3町において, 仮埋葬(土葬)の開始(〜6/8)		4/16 遺体の改葬開始(〜11/19)				
警察	14:46 宮城県警察災害警備本部設置 ・救出・救助活動の中で発見した多数の遺体を検死場所(遺体安置所)収容し, 検視の実施 身元不明遺体の追跡調査 県警ヘリ・機動隊レンジャー部隊による救助活動	3/12 行方不明者相談ダイヤル開設 ・自衛隊, 海上保安庁, 消防等と連携を図りながら行方不明者の捜索, 検視場所(遺体安置所)において, 検視の実施(以降継続) 国に対し棺等葬祭用品を要請								
その他重要な関係機関の対応	15:30 仙台市消防局から県に対して緊急消防援助隊の応援要請 15:36 宮城県消防応援活動調整本部の設置 地上, 航空部隊による救助活動(〜5/31)		3/12 沿岸地域における特別派遣部隊による捜索活動(〜9/11)				9月〜 行方不明特別捜索隊による行方不明捜索			
消防	15:30 仙台市消防局から県に対して緊急消防援助隊の応援要請 15:36 宮城県消防応援活動調整本部の設置 地上, 航空部隊による救助活動(〜5/31)						行方不明捜索			
自衛隊	14:50 防衛省災害対策本部設置 15:30 第1回防衛省災害対策本部会議 16:30 自衛隊宮城県庁連絡調整所開設 18:00 大規模災害派遣決定 19:30 原子力災害派遣決定 地上, 航空部隊による救助活動(〜8/1)	3/13 行方不明者の捜索開始 3/14 災統合任務部隊編成	3/17 即応予備自衛官災害等招集活動開始 県庁へ方面連絡調整所設置		4/1 第1回集中捜索(〜4/3) 4/10 第2回集中捜索	4/18 福島第一原発30キロ圏内行方不明者捜索開始 4/25 第3回集中捜索(〜4/26)	7/1 災統合任務部隊編成解組 7/6 宮城県との連絡調整責任者を第6師団長に変更 8/1 宮城県における災害派遣終了			
海上保安本部	14:50 災害対策本部設置 巡視船艇・航空機による救助活動									

## 『避難勧告・指示, 誘導, 帰宅困難者対策, 避難所の開設・運営』『物資の調達・支援』(前半 137P～182P)(後半 28P～39P, 88P～)

時期	発生 2011/3/11 (発災当日)	2日～3日後	4日～7日後 (1週間後)	1週間～2週間後	2週間～1ヶ月後	1ヶ月～3ヶ月後	3ヶ月～6ヶ月後	6ヶ月～9ヶ月後	9ヶ月～1年後	
状況	14:46 大津波警報発令, 宮城県沿岸に津波最大6mと予想(気象庁) 15:14 宮城県沿岸に津波最大6から10mに修正(気象庁) 15:15 茨城県沖 約80km M7.4 震度6弱 16:20 地震の名称を「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」と発表(気象庁) 19:03 原子力緊急事態宣言 21:23 福島原発半径3km以内の避難指示	3/12 長野県北部 約8km M6.7 震度6強 3/12 福島第一原発1号機で水素爆発 3/13 17:58 津波注意報解除 3/14 東京計画停電開始 3/14 福島第一原発3号機で水素爆発 半径20km圏内屋内退避指示	3/15 静岡県東部 M6.4 震度6強 3/16 東北地方太平洋沖地震に関する天皇陛下のおことばのビデオメッセージご発表 3/18 警察庁集計の全国死者数が6,911人, 阪神淡路大震災の6,434人を越える	3/23 東京で「水の買占め」 3/25 警察庁集計の全国死者数が1万人を越える	4/1 震災の名称を「東日本大震災」とすることを発表(日本政府)	4/7 宮城県沖 約66km M7.2 震度6強 4/10, 24 第17回統一地方選挙(被災地自治体内は延期) 4/11 福島県浜通り 約6km M7 震度6弱	4/12 福島原発事故 IAEAの国際原子力事象評価尺度に従いレベル7に引き上げ 4/29 東北新幹線全線運転再開 5/2 「東日本大震災財団法成立」第1次補正予算成立(総額約4兆円超) 6/20 「東日本大震災復興基本法」成立 6/24 「東日本大震災復興基本法」公布・施行	7/1 東京電力及び東北電力管内で15%の節電目標の電力制限発動 7/25 第2次補正予算成立(総額約2兆円) 7/29 「東日本大震災からの復興基本方針」決定 9/20 台風15号で記録的豪雨	11/21 第3次補正予算成立(総額約12兆円) 12/7 「東日本大震災復興特別区域法」成立 12/9 「復興庁設置法」成立	2/10 復興庁発足(宮城復興局), 宮城復興局(仙台市), 支所(石巻市, 気仙沼市)設置 3/11 震災より一年, 追悼式開催(政府主催)
県の状況	14:46 行政庁舎5階に宮城県災害対策本部を設置 15:26 県内津波観測施設(石巻市鮎川) 8.6m以上の津波到達 ・県内約142万戸停電, 仙台空港浸水, 県内鉄道, 地下鉄全線が不通等ライフラインに多大な被害 ・県内市町村に災害救助法適用	3/12 東北太平洋沿岸部の大津波警報を津波警報に切り替え 3/12 全国知事会への人的支援を要請 3/13 7:30 東北太平洋側の津波警報を注意報に切り替え 3/13 17:58 津波注意報を全て解除 3/14 ガソリン不足が深刻化 ・食料品, 生活必需品の物流滞る	3/15 東北電力計画停電発表 3/16 東北地方太平洋沖地震に関する天皇陛下のおことばのビデオメッセージご発表 3/17 仙台空港の救援機による物資輸送が可能となる 3/18 県内停電率約18%(約23万戸)	3/21 県内で仮埋葬(土葬)始まる 3/22 宮城県知事石油類の安心宣言 3/24 東北自動車道全線の交通規制解除 ・約95%の回線の電気通信サービス回復	3/27 塩釜港石油専用栈橋に5,000k1積み石油輸送船が入港 3/28 JR仙石線 一部区間で運転再開 4/8 余震による電力停電, 約86万戸から35万戸に減少 4/11 「宮城県震災復興基本方針(素案)」公表	4/22 宮城県震災復興本部設置 4/22 第1回「宮城県震災復興本部会議」開催(全19回開催) 4/27 天皇后両陛下下行幸啓 4/29 復興へのキックオフ(東北楽天ベガルタ仙台本拠地開幕戦), 東北新幹線全線運転再開 5/2 第1回「宮城県震災復興会議」開催(有識者出席 全4回開催)	8/1 宮城県における自衛隊災害派遣終了 8/17 宮城県震災復興計画(最終案)公表 9/5 宮城県サポートセンター支援事務所開設 9/12 「東京電力福島第一原子力発電所事故対策みやぎ県民会議」設置 9/20 台風15号による被害が県内各地で発生	10/1 仙台空港アクセス鉄道が全線で運行再開 10/18 「宮城県震災復興計画」県議会で承認 9/12 「東京電力福島第一原子力発電所事故対策みやぎ県民会議」設置 12/30 県内全避難所閉鎖 12月 任期付職員募集開始	1/31 「東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策基本方針」策定 3/11 各市町村追悼式開催, 県庁に献花台設置 3/19 「東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画」を決定 3/26 「宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画」公表 3/26 宮城県災害対策本部の廃止	
避難勧告・指示, 誘導, 帰宅困難者対策, 避難所の開設・運営	14:58 県内全市町村に対し, 衛星無線FAXで手書きによる避難指示を一斉送信 15:14 全市町村あて衛星無線FAXに避難指示を一斉送信 3/11 防災行政無線, 宮城県総合防災情報システム等, 市町村連絡手段の確認 ・厚生労働省からの社会福祉施設及び福祉避難所における要援護者の受入れに係る費用支弁等についての通知を各市町村に対して通知		3/15 市町村別避難者リストをHPで公開 3/17 避難所ごとの避難者リストの公開開始 3/22 「宮城県避難者情報ダイヤル」開設	3/19 県庁舎に避難してきた帰宅困難者に対する開放スペース閉鎖 3/19 二次避難検討・支援チーム立ち上げ	3/26 二次避難に関する住民説明会開催 4/1 避難所グループ設置 4/1 避難所の食事状況調査(～最終10月) 4/3 二次避難第一陣の開始(約500人が栗原市, 登米市, 加美町及び大崎市の避難先へ) 4/4 被災者支援4者連絡会議 4/5 自衛隊からの要請を受け, 各市町被災者対応担当者あて被災者の現状と今後の見込みについて照会 4/27 「避難所の食事提供に係る栄養管理の適正な実施について」を通知	4/14 「総務省全国避難者情報システム」受付開始 4/22 避難所設置各市町村災害対策本部に対し, 避難所運営状況調査への実施協力を依頼 4/26 避難所運営状況調査(～4/28) 5/11 各市町村避難者数を県HPに掲載 5/17 避難所運営状況追加調査 5/20 厚生労働省からの通知及び被災者生活支援チームからの情報提供を受け避難所設置各市町村に対し, 避難所の暑さ対策について対応を依頼 5/20 避難所設置各市町村災害対策本部に対し, 避難所の空調機器, 冷蔵庫等の設置状況, 今後の対応予定について照会 5/30 避難所設置各市町村災害対策本部に対し, 入浴及び洗濯の機会確保等について照会 6/1 1.5次避難事業の実施(～8/31) 6月 日本赤十字社から消耗品の提供を受け各市町に提供 ・暑さ対策物資を調達, 要望市町に対して供給 4/11 被災者生活支援チームの立ち上げ(～11/15)	7/21 県内各消防本部に対し, 避難所及び応急仮設住宅における熱中症救急搬送実績について調査を依頼 8/10 在宅避難者等に関する調査を各市町村災害対策本部へ依頼 9/1 避難所及び応急仮設住宅に関する調査を各市町村災害対策本部へ依頼 10/11 第7回避難所の食事状況調査 ・各市町に対し二次避難から応急仮設住宅への入居等が計画的に行えるように依頼	11/15 保健福祉部被災者生活支援調整会議及び保健福祉事務所被災者生活支援チームの設置 12/30 気仙沼市の避難所の閉鎖により, 県内避難所の全閉鎖 ・12月半ば 東京都のホテル等への二次避難終了		
県の対応	・各関係機関に対し, 物資の調達・供給等について確認	3/12 政府現地対策本部に対し, パン90,000個, ライフライン機関への燃料供給の要請 3/12 コンビニエンスストア各社との協定に基づく物資供給調整開始 3/13 秋田県からの食糧の申し出に対し支援要請(～4/30) 3/14 物資グループの設置 3/14 日本健康・栄養食品協会へ栄養補助食品等の提供について依頼 3/16 各メーカー等から栄養補助食品等の支援, 各市町への配布(～8/5) ・「緊急物資の輸送に関する協定」に基づきトラック協会へ協力要請	3/15 宮城県倉庫協会から物資輸送に関する提案書の提出 3/15 農林水産省に対し, 精米の供給を要請 3/15 全国知事会ルートでの支援物資の受入開始 3/16 被災市町への薪炭等の供給(～3/23) 3/18 被災地への燃料供給業務開始 ・宮城県倉庫協会の駐在員が災害対策本部事務局に常駐(～3月末)	3/21 石油製品の県外からの供給ルート復旧 3/22 JA全農みやぎからの申し出を受け, 被災市町へおにぎりを供給(～4/10)	4/3 市町村への食糧支援に関する中期的支援計画の策定 4/4 市町村への物資の需要調査の方法を電話聞き取りから「お品書き」方式に変更 4/6 全国知事会ルートでの支援物資受入を一時停止 4/10 H22年度予備費で調達されていた生活用品関係の調達を終了, 災害救助法の適用による県及び市町の独自調達に切り替わる 4/11 企業等からの支援物資受入を一時中止 4/11 支援物資の受付終了	4/20 H22年度予備費で調達されていた食糧・飲料水の調達が終了, 災害救助法の適用による県及び市町の独自調達に切り替わる 4/23 国分株式会社から副食, 野菜ジュースの独自調達, 要望のあった市町へ供給(～7/9) 5/16 物資集積所としていた議会庁舎の利用を終了, 保管物を倉庫協会へ移送 6/1 冷蔵庫, 扇風機, 防虫スプレー等, 避難所の暑さ対策及び防虫対策用物資の重点調達開始 6/2 自衛隊の協力を得て, 県倉庫に在庫している物資の写真入りカタログを作成, 市町村へ配布 6/27 山形県が保管していた物資を倉庫協会へ搬入	7/4 県外倉庫に一時搬出していた全国知事会等自治体からの混載物資を倉庫協会へ搬入 7/12 ボランティア団体との連携による物資の供給開始 7/14 自衛隊が県外に保管していた全国知事会物資を倉庫協会へ搬入 7/15 トラック協会と物資輸送に関する協定を締結 8/1 都庁との連携による福祉施設への物資配送開始 8/11 県による精米の独自調達終了 8/19 県による生活物資の独自調達終了 8/22～25 県保管支援物資の市町村担当者への見学会開催	10/17 使用していない県立高校の活用として, 支援物資仮置場として利用開始 12月～ 県立高校を活用した, ボランティアへの物資引き渡し開始	2月下旬 賞味期限切れの食品や中古品等の支援物資の廃棄(～3月下旬) 3/31 支援物資対応終了, 倉庫引渡完了	
国の対応	3/11, 12 厚生労働省から社会福祉施設及び福祉避難所における要援護者の受入れに係る費用支弁等についての通知	3/12 県からの物資要望に対応	3/16 県からの精米, 燃料の要望に対応 3/17 仮設トイレ10基を気仙沼市へ搬送			4/29 自衛隊, 災害ボランティアセンター等の協力を得て, 物資無料配布会を開催(～8/20)				
市町村の対応	防災行政無線・広報車等による避難指示・勧告等 避難所の設置・運営(～12/30)		3/15 市町村別避難者リストを県に提供	3/19 県の二次避難検討・支援チーム立ち上げを受け, 二次避難者の受入表明	4/10 H22年度予備費で調達されていた生活用品関係の調達を終了 ・災害救助法の適用による県及び市町の独自調達に切り替わる 4/27 「避難所の食事提供に係る栄養管理の適正な実施について」を通知	4/20 H22年度予備費で調達されていた食糧・飲料水の調達が終了 ・災害救助法の適用による県及び市町の独自調達に切り替わる 4/26 避難所運営状況調査(～4/28) 5/17 避難所運営状況追加調査 ・県に対し避難所の空調機器, 冷蔵庫等の設置状況, 今後の対応予定について情報提供 ・県に対し入浴及び洗濯の機会確保等について情報提供	10/12 石巻市待機所開設(～12/11) 10/31 二次避難の解消 11/10 全ての福祉避難所の閉鎖	3/31 石巻市就労支援避難所の閉鎖		
その他重要な関係機関の対応	警察 ・パトカー・県警ヘリコプターによる避難誘導 消防 ・各消防機関による避難誘導・物資搬送・避難所運営支援(～5/31) 自衛隊 3/13 被災市町への物資輸送開始(～4/8)		3/13 被災市町への物資輸送開始(～4/8)	3/18 被災市町への燃料輸送開始 3/19 被災市町への政府調達米の輸送(～3/23)	4/5 県に対し, 各市町村被災者対応担当者あて被災者の現状と今後の見込みについて照会を依頼	4/29 物資無料配布会の開催に協力(～8/20) 6/2 県倉庫に在庫している物資の写真入りカタログ作成に協力 ・精米の確保について県と調整, 関係市町へ供給(～8月末)				
みやぎとつながる		3/13 県からの要請に基づき, 緊急輸送開始	3/15, 16 おにぎりの支援の申し出	3/18 被災市町への燃料輸送開始						

『公共土木施設・ライフライン対策』（前半 523P～575P）（後半 279P～313P）『震災廃棄物・し尿処理対策』（前半 449P～、前半 457P～）（後半 218P～）

Table with columns for '時期' (Period), '発生' (Occurrence), and '状況' (Status) for various dates from 2011/3/11 to 2012/3. Rows include '県内' (Prefecture-wide), '公共土木施設・ライフライン対策' (Public Infrastructure & Lifeline Countermeasures), '震災廃棄物・し尿処理対策' (Disaster Debris & Sewage Disposal Countermeasures), '国の対応' (National Response), '市町村の対応' (Municipal Response), and 'その他重要な関係機関の対応' (Other Important Related Organizations' Response).



『災害時要援護者対策』『心のケアの活動』『ボランティア等の受入・連携』(前半 315P～, 前半 645P～)(後半 91P～, 後半 374P～)

時期	発生 2011/3/11 (震災当日)	2日～3日後	4日～7日後 (1週間後)	1週間～2週間後	2週間～1ヶ月後	1ヶ月～3ヶ月後	3ヶ月～6ヶ月後	6ヶ月～9ヶ月後	9ヶ月～1年後	
状況	14:46 東北地方太平洋沖地震発生 (M9.0) 14:49 大津波警報発令、宮城県沿岸に津波最大6mと予想(気象庁) 15:14 宮城県沿岸に津波最大6から10mに修正(気象庁) 15:15 茨城県沖約80km M7.4 震度6弱 16:20 地震の名称を「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」と発表(気象庁) 19:03 原子力緊急事態宣言 21:23 福島原発半径3km以内の避難指示	3/12 長野県北部 約8km M6.7 震度6強 3/12 福島第一原発1号機で水素爆発 3/13 17:58 津波注意報解除 3/14 東京計画停電開始 3/14 福島第一原発3号機で水素爆発 半径20km圏内屋内退避指示	3/15 静岡県東部 M6.4 震度6強 3/16 東北地方太平洋沖地震に関する天皇陛下のおことばのビデオメッセージご発表 3/18 警察庁集計の全国死者数が6,911人、阪神淡路大震災の6,434人を越える	3/23 東京で「水の買占め」 3/25 警察庁集計の全国死者数が1万人を越える	4/1 震災の名称を「東日本大震災」とすることを発表(日本政府)	4/2 福島原発事故 IAEAの国際原子力事象評価尺度に従いレベル7に引き上げ 4/29 東北新幹線全線運転再開 5/2 「東日本大震災財団」第1次補正予算成立(総額約4兆円超) 6/20 「東日本大震災復興基本法」成立 6/24 「東日本大震災復興基本法」公布・施行	4/12 福島原発事故 IAEAの国際原子力事象評価尺度に従いレベル7に引き上げ 4/29 東北新幹線全線運転再開 5/2 「東日本大震災財団」第1次補正予算成立(総額約4兆円超) 6/20 「東日本大震災復興基本法」成立 6/24 「東日本大震災復興基本法」公布・施行	7/1 東京電力及び東北電力管内で15%の節電目標の電力制限発動 7/25 第2次補正予算成立(総額約2兆円) 7/29 「東日本大震災からの復興基本方針」決定 9/20 台風15号で記録的豪雨	11/21 第3次補正予算成立(総額約12兆円) 12/7 「東日本大震災復興特別区域法」成立 12/9 「復興庁設置法」成立	2/10 復興庁発足(宮城復興局)、宮城復興局(仙台市)、支所(石巻市、気仙沼市)設置 3/11 震災より一年、追悼式開催(政府主催)
県の状況	14:46 行政庁舎5階に宮城県災害対策本部を設置 15:26 県内津波観測施設(石巻市鮎川)8.6m以上の津波到達 ・県内約142万戸停電、仙台空港浸水、県内鉄道、地下鉄全線が不通等ライフラインに多大な被害 ・県内市町村に災害救助法適用	3/12 東北太平洋沿岸部の大津波警報を津波警報に切り替え 3/12 全国知事会へ人的支援を要請 3/13 7:30 東北太平洋側の津波警報を注意報に切り替え 3/13 17:58 津波注意報を全て解除 3/14 ガソリン不足が深刻化 ・食料品、生活必需品の物流滞る	3/15 東北電力計画停電発表 3/16 東北地方太平洋沖地震に関する天皇陛下のおことばのビデオメッセージご発表 3/17 仙台空港の救援機による物資輸送が可能となる 3/18 県内停電率約18%(約23万戸)	3/21 県内で仮埋葬(土葬)始まる 3/22 宮城県知事石油類の安心宣言 3/24 東北自動車道全線の交通規制解除 ・約95%の回線の電気通信サービス回復	3/27 塩釜港石油専用桟橋に5,000k1積み石油輸送船が入港 3/28 JR仙石線 一部区間で運転再開 4/8 余震による電力停電、約86万戸から35万戸に減少 4/11 「宮城県震災復興基本方針(素案)」公表	4/22 宮城県震災復興本部設置 4/22 第1回「宮城県震災復興本部会議」開催(全19回開催) 4/27 天皇皇后両陛下幸啓 4/29 復興へのキックオフ(東北楽天ベガルタ仙台本拠地開幕戦)、東北新幹線全線運転再開 5/2 第1回「宮城県震災復興会議」開催(有識者出席 全4回開催)	8/1 宮城県における自衛隊災害派遣終了再開 8/17 宮城県震災復興計画(最終案)公表 9/5 宮城県サポートセンター支援事務所開設 9/12 「東京電力福島第一原子力発電所事故対策みやぎ県民会議」設置 9/20 台風15号による被害が県内各地で発生	10/1 仙台空港アクセス鉄道が全線で運行再開 10/18 「宮城県震災復興計画」県議会で承認 12/26 県内応急仮設住宅完成(22,095戸) 12/30 県内全避難所閉鎖 12月 任期付職員募集開始	1/31 「東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策基本方針」策定 3/11 各市町村追悼式開催、県庁に献花台設置 3/19 「東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画」を決定 3/26 「宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画」公表 3/26 宮城県災害対策本部の廃止	
災害時要援護者対策	3/11 厚生労働省からの社会福祉施設及び福祉避難所における要援護者の受入れに係る費用支弁等についての通知を各市町村に対して通知 3/11 高齢者施設、児童福祉施設、障害福祉施設等の被害状況把握開始 3/11 介護保険制度の特例についてHPに掲載 3/11 児童養護施設等の入所児童及び保護者の安否確認開始 3/11 精神科病院等の被災状況等調査・支援開始 3/11 社会福祉協議会及び社会福祉法人に対し、被害状況を電子メールで照会	3/12 厚生労働省からの社会福祉施設及び福祉避難所における要援護者の受入れに係る費用支弁等についての通知を各市町村に対して通知 3/13 被災した精神科病院から他の医療機関への転院調整開始(～4/1)	3/15 避難所における障害者への配慮について依頼 3/16 保育施設被害に関する相談窓口設置 3/24 厚生労働省に対し、児童福祉及び児童心理司の派遣要請 3/25 関係団体との連絡調整事務局を設置 3/31 介護サービスの当面の取扱いについてHPに掲載 3/18 要援護高齢者の受入可能施設に対し最大限の受入を要請 3月 避難所巡回による要保護児童の把握(～6月) 3/18 厚生労働省の要請により、妊婦等の受入体制相談窓口設置	3/23 宮城県理学療法士会及び宮城県作業療法士会に対して、リハビリテーション支援の要請 3/24 厚生労働省に対し、児童福祉及び児童心理司の派遣要請 3/25 関係団体との連絡調整事務局を設置 3/31 介護サービスの当面の取扱いについてHPに掲載 4/6 宮城県震災孤児等対策会議の設置 4/11 厚生労働省に対し被災児への手話通訳の派遣を要請(～6/30)	3/29 要援護高齢者の受入可能施設に対し、最低限定員一割以上の受入を要請、近県への応援要請 3/31 厚生労働省の仲介により、被災した児童心理司の派遣要請 3/31 介護サービスの当面の取扱いについてHPに掲載 4/6 宮城県震災孤児等対策会議の設置 4/11 厚生労働省に対し被災児への手話通訳の派遣を要請(～6/30)	4/15 社会福祉施設等災害復旧事業に係る第一次協議受付開始 4/28 里親制度周知の家庭訪問開始 4月 仮設住宅におけるリハビリテーション支援(生活不活発病予防)活動開始 5/10 相談支援専門員派遣開始(～7/8) 5/20 「東日本大震災に係る社会福祉施設等災害復旧費用国庫補助の協議について」を4/11 厚生労働省に対し被災児への手話通訳の派遣を要請(～6/30) 5/20 社会福祉施設等災害復旧事業に係る第二次協議受付開始	7/6 「東日本大震災みやぎ子ども育英基金」口座開設 7/28 「東日本大震災に係る社会福祉施設等災害復旧費用国庫補助の協議について」を4/11 厚生労働省に対し被災児への手話通訳の派遣を要請(～6/30) 9/2 「東日本大震災に係る社会福祉施設等災害復旧費用国庫補助の協議について」を4/11 「東日本大震災心の相談ホットライン・みやぎ」開設 9/5 宮城県サポートセンター支援事務所開設 9/12 高齢者福祉施設に係る災害査定開始 9月 市町及び事業所に対し、健康支援事業(リハビリテーション支援)について説明(HPに掲載)	10/18 「東日本大震災みやぎ子ども育英基金条例」設置 10月 健康支援事業(リハビリテーション支援)交付決定 11/10 全福祉避難所閉鎖 11/30 NPO法人と「仮設住宅サポートセンター支援事業」の委託契約を締結 12/21 「認可外保育施設利用者支援事業」の予算措置 12/28 「東日本大震災みやぎ子ども育英基金未就学児支援金」として支援事業を開始	1/4 「みやぎ被災聴覚障害者情報支援センター(みみさボみやぎ)」の開設 2月 健康支援事業(リハビリテーション支援)について市町・事業所等との24年度事業に向けた意見交換 2月 被災した精神科病院から他の医療機関への転院した患者の補院調整開始 3月 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の支援に関する計画(第3次計画)」策定	
県の対応		3/13 被災した精神科病院から他の医療機関への転院調整開始(～4/1)	3/18 各市町村・各児童相談所に対し要保護児童の把握について依頼、一時保護所における超過受入可能人数等の照会	3/28 厚生労働省及び介護関係団体に対し、避難所等への介護職員の派遣要請(～8/2)	3/28 介護職員派遣受入について県民的障害者福祉協会と調整(～3/31)					
心のケアの活動		3/13 厚生労働省に対し、災害対策基本法に基づく心のケアチームの派遣について要請 3/14 災害時メンタルヘルスに関するチラシの配布、保健所活動マニュアルの配布開始	3/17 「宮城県子ども心のケアチーム」による避難所等巡回訪問開始 3/18 心のケア対策会議開催(～7月) 3/18 各児童相談所における要保護児童把握、保護者からの相談受付、心のケア活動開始 3/17 災害対策基本法に基づく心のケアチームの受入調整(～10/31)	3/23 ホットラインの開設		4月 中長期の災害対応プラン作成支援 5/17 消防署職員、警察官等を対象とした心のケア支援開始 6月 市町等職員向け震災後の心のケア研修会(大河原庁)	7/13 厚生労働省に現状と課題等を報告、今後の対策及び財源確保を要望 8/11 精神障害者アウトリーチ推進事業開始 9/21 保育士、児童館職員等を対象とした心のケア研修会開催(3月までの4回開催)	10/1 東北大学大学院医学系研究科予防精神医学寄附講座を設置 11/1 みやぎ心のケアセンター準備室立ち上げ 12/1 みやぎ心のケアセンター開設	2月 「心のケア活動マニュアル」の見直し作業を開始 11/1 県予算による心のケアチームの派遣(～3/31)	
ボランティア等の受入・連携		3/12 宮城県社会福祉協議会、みやぎ災害救援ボランティアセンターと共同で宮城県災害ボランティアセンターを船形コロンビーに設置(3/13に県社会福祉会館に移転) 3/13 「災害ボランティアの申出について」を県HPに掲載	3/23 「宮城県災害ボランティアセンター支援連絡会議」開催	4/4 4者連絡会議開催(～7/12) 3/26 被災者支援に関する連絡会議開催(～7月)		8月 政府現地対策本部と市町を訪問し、NPO法人との連携について依頼 8/5 被災者支援連絡調整会議開催				
国の対応	3/11, 12 厚生労働省から社会福祉施設及び福祉避難所における要援護者の受入れに係る費用支弁等についての通知		3/16 内閣府に震災ボランティア連携室設置 3/25 「助けあいジャパン ボランティア情報ステーション」を開設	3/15 各県に対し、介護職員の派遣依頼 3/25 「助けあいジャパン ボランティア情報ステーション」を開設 3/31 厚生労働省による、被災した介護施設等に対する職員派遣斡旋 4/4 4者連絡会議開催(～7/12) 3/17 県からの要請を受け、厚生労働省が心のケアチームの派遣斡旋(～10/31) 県からの要請を受け、厚生労働省が介護職員の派遣を斡旋	6/30 厚生労働省による、手話通訳等の派遣終了 3/31 厚生労働省が被災者に手話通訳等を提供する体制を整備 3/31 厚生労働省による、被災した介護施設等に対する職員派遣斡旋 4/4 4者連絡会議開催(～7/12)	8/5 被災者支援連絡調整会議開催 8/11 「東日本大震災に係る社会福祉施設等災害復旧費用の国庫補助について」の通知 8/11 厚生労働省事務次官通知において、応急仮設施設整備に係る費用についても災害復旧費用国庫補助の対象とすることが示された	11/18 厚生労働大臣官房会計課より、新敷地への移転新築が災害復旧事業の対象とされた旨の通知 1/23 「建設された応急仮設住宅の空き住戸の活用について」(厚生労働省)			
市町村の対応	厚生労働省からの社会福祉施設及び福祉避難所における要援護者の受入れに係る費用支弁等についての通知を受領	3/12 市町災害ボランティアセンター設置開始(～3/29)	3/18 県からの要請を受け要保護児童についての把握を開始、一時保護所における超過受入可能人数等を県に提供			5/10 県の派遣の相談支援専門員と連携(～7/8) 6月 市町等職員向け震災後の心のケア研修会(大河原庁)	9月 健康支援事業(リハビリテーション支援)について、県からの説明を受ける		2月 健康支援事業(リハビリテーション支援)について県との24年度事業に向けた意見交換	
その他重要な関係機関の対応	県理学療法士会・社会福祉協議会・NPO・NGO	3/12 宮城県災害ボランティアセンター設置 3/12 市町災害ボランティアセンター設置開始(～3/29)		3/24 県からの要請を受け、リハビリテーション支援活動を開始 3/23 「宮城県災害ボランティアセンター支援連絡会議」開催	4/4 4者連絡会議への参加(～7/12) 4/4 4者連絡会議への参加(～7/12)	・GWにむけた体制調整 ・物資の管理・輸送 ・炊き出し等被災者ニーズの情報交換・連携 ・スターターバックの提供	8/5 被災者支援連絡調整会議への参加	10月 希望市町村の仮設住宅集会所等での健康相談事業実施		

『医療救護活動、保健衛生活動（疾病・感染症対策）』（前半 315P～）（後半 91P～）

時期	発生 2011/3/11 (発災当日)	2日～3日後	4日～7日後 (1週間後)	1週間～2週間後	2週間～1ヶ月後	1ヶ月～3ヶ月後	3ヶ月～6ヶ月後	6ヶ月～9ヶ月後	9ヶ月～1年後
状況	14:46 東北地方太平洋沖地震発生 (M9.0) 14:49 大津波警報発令、宮城県沿岸に津波最大6mと予想 (気象庁) 15:14 宮城県沿岸に津波最大6から10mに修正 (気象庁) 15:15 茨城県沖 約80km M7.4 震度6弱 16:20 地震の名称を「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」と発表 (気象庁) 19:03 原子力緊急事態宣言 21:23 福島原発半径3km以内の避難指示	3/12 長野県北部 約8km M6.7 震度6強 3/12 福島第一原発1号機で水素爆発 3/13 17:58 津波注意報解除 3/14 東京計画停電開始 3/14 福島第一原発3号機で水素爆発 半径20km圏内屋内避難指示	3/15 静岡県東部 M6.4 震度6強 3/16 東北地方太平洋沖地震に関する天皇陛下のおことばのビデオメッセージご発表 3/18 警察庁集計の全国死者数が6,911人、阪神淡路大震災の6,434人を越える	3/23 東京で「水の買占め」 3/25 警察庁集計の全国死者数が1万人を越える	4/1 震災の名称を「東日本大震災」とすることを発表 (日本政府) 4/7 宮城県沖 約66km M7.2 震度6強 4/10, 24 第17回統一地方選挙 (被災地自治体内は延期) 4/11 福島県浜通り 約6km M7 震度6弱	4/12 福島原発事故 IAEAの国際原子力事象評価尺度に従いレベル7に引き上げ 4/29 東北新幹線全線運転再開 5/2 「東日本大震災財団法成立」第1次補正予算成立 (総額約4兆円超) 6/20 「東日本大震災復興基本法」成立 6/24 「東日本大震災復興基本法」公布・施行	7/1 東京電力及び東北電力管内で15%の節電目標の電力制限発動 7/25 第2次補正予算成立 (総額約2兆円) 7/29 「東日本大震災からの復興基本方針」決定 9/20 台風15号で記録的豪雨	11/21 第3次補正予算成立 (総額約12兆円) 12/7 「東日本大震災復興特別区域法」成立 12/9 「復興庁設置法」成立	2/10 復興庁発足 (宮城復興局)、宮城復興局 (仙台市)、支所 (石巻市、気仙沼市) 設置 3/11 震災より一年、追悼式開催 (政府主催)
県の状況	14:46 行政庁舎5階に宮城県災害対策本部を設置 15:26 県内津波観測施設 (石巻市鮎川) 8.6m以上の津波到達 ・県内約142万戸停電、仙台空港浸水、県内鉄道、地下鉄全線が不通等ライフラインに多大な被害 ・県内市町村に災害救助法適用	3/12 東北太平洋沿岸部の大津波警報を津波警報に切り替え 3/12 全国知事会へ人的支援を要請 3/13 7:30 東北太平洋側の津波警報を注意報に切り替え 3/13 17:58 津波注意報を全て解除 3/14 ガソリン不足が深刻化 ・食料品、生活必需品の物流滞る	3/15 東北電力計画停電発表 3/16 東北地方太平洋沖地震に関する天皇陛下のおことばのビデオメッセージご発表 3/17 仙台空港の救援機による物資輸送が可能となる 3/18 県内停電率約18% (約23万戸)	3/21 県内で仮埋葬 (土葬) 始まる 3/22 宮城県知事石油類の安心宣言 3/24 東北自動車道全線の交通規制解除 ・約95%の回線の電気通信サービス回復	3/27 塩釜港石油専用桟橋に5,000k1積み石油輸送船が入港 3/28 JR仙石線 一部区間で運転再開 4/8 余震による電力停電、約86万戸から35万戸に減少 4/11 「宮城県震災復興基本方針 (素案)」公表	4/22 宮城県震災復興本部設置 4/22 第1回「宮城県震災復興本部会議」開催 (全19回開催) 4/27 天皇皇后両陛下下行幸啓 4/29 復興へのキックオフ (東北楽天 ベガルタ仙台本拠地開幕戦)、東北新幹線全線運転再開 5/2 第1回「宮城県震災復興会議」開催 (有識者出席 全4回開催)	8/1 宮城県における自衛隊災害派遣終了再開 8/17 宮城県震災復興計画 (最終案) 公表 9/5 宮城県サポートセンター支援事務所開設 9/12 「東京電力福島第一原子力発電所事故対策みやぎ県民会議」設置 9/20 台風15号による被害が県内各地で発生	10/1 仙台空港アクセス鉄道が全線で運行再開 10/18 「宮城県震災復興計画」県議会で承認 12/26 県内応急仮設住宅完成 (22,095戸) 12/30 県内全避難所閉鎖 12月 任期付職員募集開始	1/31 「東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策基本方針」策定 3/11 各市町村追悼式開催、県庁に献花台設営 3/19 「東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画」を決定 3/26 「宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画」公表 3/26 宮城県災害対策本部の廃止
県の対応	15:55 厚生労働省から全国のDMATへの出動要請 3/11 災害時保健活動マニュアルの配布 3/11 災害拠点病院について被災状況等の情報収集・情報提供 (～3/17) 3/11 医療機関において不足する資機材・薬剤等の情報収集と手配 (～3/29) ・医療機関等の被害状況の収集	3/12 DMAT活動調整 (～3/16) 3/12 災害医療コーディネーターによる患者搬送先の調整 (～3/26) 3/12 患者が集中する病院への受信抑制の呼びかけ (～3/17) 3/12 陸上自衛隊の目撃屯地にSCU設置 (～3/15) 3/12 避難所における食事・栄養状況調査開始 3/13 県内の医療機関の受診対応状況等の情報を収集・HPで提供 3/13 医療機材の不足と提供について宮城県記者クラブへの投げ込み 3/13 厚生労働省に対し、災害対策基本法に基づく保健師の派遣要請	3/15 災害医療対策本部会議設置 (～3/30) 3/17 DMATから医療救護班へ移行 医療救護班を活用した避難所の情報収集 3/18 避難所における感染症対策に関する資料及び啓発用チラシを作成し、各市町村へ配布、HPへ掲載 3/18 避難所への衛生資材の配布 3/19 人工透析患者の県外搬送 (～3/23)	3/22 東北大学大学院医学系研究科と共同で「避難所における感染症リスク対応チーム」を設置し、避難所における衛生状況の巡回調査・指導	3/28 国に対し歯科医師等の派遣及び物的支援について支援要請 3/30 石巻赤十字病院及び気仙沼市民健康管理センターすこやかに医薬品・医療機器の定数配置開始 3/31 厚生労働省に対する保健師追加派遣要請 3/31 他都道府県からの管理栄養士等の派遣 (～9月) 4/1 「被災者の栄養・食生活支援活動要領」を市町村及び保健所に通知 4/4 地域医療等沿岸部被災市町における意見交換会の開催 (～4/27) 4/11 他都道府県からの歯科医師等の派遣 (～6/30)	4/27 「避難所における食事提供の計画・評価のために当面の目標とする栄養の参照量について」を市町村及び保健所に通知 5/14 避難所サーベイランスの立ち上げ 5/18 地域医療復興検討会議の設置 6月 災害時処方箋について県が一括して支払い対応 6月 熱中症予防啓発ポスターチラシ等配布	7/1 被災市町に対し、口腔ケアに関わる歯科医師、歯科衛生士を派遣 (～7/25) 7月 災害復旧補助金の活用申請の意向調査 (～8月) 9/1 県内市町村・保健所等の保健師による仮設住宅入居者に対する健康調査 (～10/31) 9/20 「地域医療復興の方向性」の公表 9月 「健康支援事業 (食生活支援)」の立ち上げ ・医療機関の再開率 (石巻地区82%、気仙沼地区70%)	10月 希望市町村の仮設住宅集集会等での健康相談事業を県看護協会へ委託 11/15 保健福祉部被災者生活支援調整会議の設置 11/15 保健福祉事務所被災者生活支援チームの設置 11/15 みやぎ医療福祉情報ネットワーク協議会の設立 11/25 応急仮設住宅入居者に対する地域保健福祉活動ガイドライン作成 12/13 南三陸町で感染症対策セミナー開催 12月 感染症普及啓発チラシの配布	1/27 気仙沼市で感染症対策セミナー開催 1月 県内健診5団体、4つの訪問看護ステーションへのみなし仮設住宅の健康調査の委託 (～3月) 2/6 第6回地域医療推進委員会において被災各地域における公的病院の再建を含む事業計画を「第二期宮城県地域医療再生計画・宮城県地域医療復興計画」として策定 2月 感染症予防ガイドブックの配布 3月 石巻管内休職施設ネットワーク会議開催
	3/11 保健活動支援における各保健所等からの情報集約・情報発信 (～7月)	3/14 保健師の派遣調整 (～10/31)	3/16 医薬品等集積所の運営等 (～1/19)	3/17 医療救護班の派遣調整 (～10/5)	3/20 宮城県歯科医師会と締結した「災害時の歯科医療救護に関する協定書」に基づく歯科医療救護班の派遣調整 (～6/30)	3/22 日本看護協会 県看護協会等からの看護師の派遣調整 (～6/30)	3/28 被災病院等の仮設・再開に向けた調整 (～10/1)	4/1 避難所の食事状況調査 (～10/20)	10月～ 仮設医科・仮設歯科診療所の順次開設
国の対応	15:55 厚生労働省から全国のDMATへの出動要請 ・EMISによる災害拠点病院の情報収集 ・MCA無線・電話による被災状況の収集	3/12 軽微な患者の受診抑制について、報道機関への情報提供を開始 ・県からの要請を受け厚生労働省からDMATを派遣	3/14 県からの要請を受け、厚生労働省による保健師の斡旋 (～10/31)	県からの要請を受け、厚生労働省による医療救護班の派遣斡旋				9月 被災医療機関の災害査定 (～2月)	
市町村の対応	・DMATの要請・受入れを開始 3/11 災害拠点病院について被災状況等の情報収集・情報提供 (～3/17)	3/12 災害医療コーディネーターの対応を受け、患者搬送先を調整 (～3/26)	3/18 県作成の感染症対策啓発用チラシを避難所へ配布 3/18 避難所への衛生資材の配布		4/4 地域医療等沿岸部被災市町における意見交換会の開催 (～4/27)	5/14 避難所サーベイランスによる対応開始	9/1 県内市町村保健師による仮設住宅入居者に対する健康調査 (～10/31)	12/13 南三陸町で感染症対策セミナー開催	1/27 気仙沼市で感染症対策セミナー開催
その他重要な関係機関の対応	日本看護協会			3/22 看護師の派遣 (～6/14)				10月 希望市町村の仮設住宅集集会等での健康相談事業実施	
	県内検診団体				3/28 看護師の派遣 (～4/28)				1月 みなし仮設住宅の健康調査の実施 (～3月)
				県との締結に基づく歯科医療救護班の派遣					
				県との協定に基づく薬剤師の派遣					

## 『建築物対策』『住宅確保対策』『財務・生活救援対策』（前半 396P～）（後半 172P～）

時期	発生 2011/3/11 (発災当日)	2日～3日後	4日～7日後 (1週間後)	1週間～2週間後	2週間～1ヶ月後	1ヶ月～3ヶ月後	3ヶ月～6ヶ月後	6ヶ月～9ヶ月後	9ヶ月～1年後
状況	14:46 東北地方太平洋沖地震発生 (M9.0) 14:49 大津波警報発令、宮城県沿岸に津波最大6mと予想 (気象庁) 15:14 宮城県沿岸に津波最大6から10mに修正 (気象庁) 15:15 茨城県沖 約80km M7.4 震度6弱 16:20 地震の名称を「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」と発表 (気象庁) 19:03 原子力緊急事態宣言 21:23 福島原発半径3km以内の避難指示	3/12 長野県北部 約8km M6.7 震度6強 3/12 福島第一原発1号機で水素爆発 3/13 17:58 津波注意報解除 3/14 東京計画停電開始 3/14 福島第一原発3号機で水素爆発 半径20km圏内屋内退避指示	3/15 静岡県東部 M6.4 震度6強 3/16 東北地方太平洋沖地震に関する天皇陛下のおことばのビデオメッセージご発表 3/18 警察庁集計の全国死者数が6,911人、阪神淡路大震災の6,434人を越える	3/23 東京で「水の買占め」 3/25 警察庁集計の全国死者数が1万人を越える	4/1 震災の名称を「東日本大震災」とすることを発表 (日本政府) 4/7 宮城県沖 約66km M7.2 震度6強 4/10, 24 第17回統一地方選挙 (被災地自治体内は延期) 4/11 福島県浜通り 約6km M7 震度6弱	4/12 福島原発事故 IAEAの国際原子力事象評価尺度に従いレベル7に引き上げ 4/29 東北新幹線全線運転再開 5/2 「東日本大震災財法成立」第1次補正予算成立 (総額約4兆円超) 6/20 「東日本大震災復興基本法」成立 6/24 「東日本大震災復興基本法」公布・施行	7/1 東京電力及び東北電力管内で15%の節電目標の電力制限発動 7/25 第2次補正予算成立 (総額約2兆円) 7/29 「東日本大震災からの復興基本方針」決定 9/20 台風15号で記録的豪雨	11/21 第3次補正予算成立 (総額約12兆円) 12/7 「東日本大震災復興特別区域法」成立 12/9 「復興庁設置法」成立	2/10 復興庁発足 (宮城復興局)、宮城復興局 (仙台市)、支所 (石巻市、気仙沼市) 設置 3/11 震災より一年、追悼式開催 (政府主催)
県の状況	14:46 行政庁舎5階に宮城県災害対策本部を設置 15:26 県内津波観測施設 (石巻市鮎川) 8.6m以上の津波到達 ・県内約142万戸停電、仙台空港浸水、県内鉄道、地下鉄全線が不通等ライフラインに多大な被害 ・県内市町村に災害救助法適用	3/12 東北太平洋沿岸部の大津波警報を津波警報に切り替え 3/12 全国知事会への人的支援を要請 3/13 7:30 東北太平洋側の津波警報を注意報に切り替え 3/13 17:58 津波注意報を全て解除 3/14 ガソリン不足が深刻化 ・食料品、生活必需品の物流滞る	3/15 東北電力計画停電発表 3/16 東北地方太平洋沖地震に関する天皇陛下のおことばのビデオメッセージご発表 3/17 仙台空港の救援機による物資輸送が可能となる 3/18 県内停電率約18% (約23万戸)	3/21 県内で仮埋葬 (土葬) 始まる 3/22 宮城県知事石油類の安心宣言 3/24 東北自動車道全線の交通規制解除 ・約95%の回線の電気通信サービス回復	3/27 塩釜港石油専用桟橋に5,000k1積み石油輸送船が入港 3/28 JR仙石線 一部区間で運転再開 4/8 余震による電力停電、約86万戸から35万戸に減少 4/11 「宮城県震災復興基本方針 (素案)」公表	4/12 建築基準法による建築制限の延長 4/22 第1回「宮城県震災復興本部会議」開催 (全19回開催) 4/27 天皇皇后両陛下幸啓 4/29 復興へのキックオフ (東北楽天 ベガルタ仙台本拠地開幕戦)、東北新幹線全線運転再開 5/2 第1回「宮城県震災復興会議」開催 (有識者出席 全4回開催)	8/1 宮城県における自衛隊災害派遣終了 8/17 宮城県震災復興計画 (最終案) 公表 9/5 宮城県サポートセンター支援事務所開設 9/12 「東京電力福島第一原子力発電所事故対策みやぎ県民会議」設置 9/20 台風15号による被害が県内各地で発生	10/1 仙台空港アクセス鉄道が全線で運行再開 10/18 「宮城県震災復興計画」県議会で承認 9/12 「東京電力福島第一原子力発電所事故対策みやぎ県民会議」設置 12/26 県内応急仮設住宅完成 (22,095戸) 12/30 県内全避難所閉鎖 12月 任期付職員募集開始	1/31 「東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策基本方針」策定 3/11 各市町村追悼式開催、県庁に献花台設置 3/19 「東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画」を決定 3/26 「宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画」公表 3/26 宮城県災害対策本部の廃止
建築物対策	16:20 第1回土木部災害対策本部会議開催	3/14 各市町村罹災証明書発行担当課長あてに、適切な罹災証明書発行事務の執行に配慮するよう通知	3/22 被災住宅相談窓口設置	4/1 市町に対し、り災証明に係る人的支援開始 4/8 建築基準法による建築制限の実施 (～4/11)	4/1 市町に対し、り災証明に係る人的支援開始 4/8 建築基準法による建築制限の実施 (～4/11)	4/12 建築基準法による建築制限の延長 (～5/11) 5/12 特例法による建築制限の実施 (～9/11)	9/12 石巻市被災市街地復興推進地域の都市計画決定告示 9/12 特例法による建築制限の延長 (～11/10で終了)	11/1 東松島市被災市街地復興推進地域の都市計画決定告示 11/11 気仙沼市、南三陸町、女川町、名取市被災市街地復興推進地域の都市計画決定告示	1/31 「東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策基本方針」策定 3/11 各市町村追悼式開催、県庁に献花台設置 3/19 「東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画」を決定 3/26 「宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画」公表 3/26 宮城県災害対策本部の廃止
		被災建築物応急危険度判定開始 (3/11～5/10) に伴い、市町村に対して被災建築物応急危険度判定士を派遣	被災宅地危険度判定の開始 (3/13～5/19) に伴い、市町村に対して被災宅地危険度判定士を派遣						
住宅確保対策		3/12 宮城県宅地建物取引業協会に民間賃貸住宅の空室情報提供を依頼 3/13 県内特定行政庁と連携し、全県を仮設建築物に対する制限の緩和の区域指定 3/14 プレハブ建築協会へ仮設住宅10,000戸の建設を要請 3/14 公営住宅の空室状況を把握し、賃貸住宅、旅館、ホテル等の確保を要請	3/17 県内各市町村に対し、応急仮設住宅の建設要望戸数等の聞き取り調査	3/22～3/24 応急仮設住宅の市町村への説明会開催	3/28 応急仮設住宅第一次分、13市町1,207戸着手 4/1 プレハブ建築協会へ20,000戸の追加要請 4/19 応急仮設住宅の供給事業者の提案に係る事前整理の受付を開始 (～4/25) 4/28 塩釜市で県内初となる仮設住宅へ入居を開始 5/11 他都道府県に対し、民間賃貸住宅の切替契約の実施要請 5/13 民間賃貸住宅の借り上げ制度 (対象範囲拡大を含む) について、各市町村へ再通知 5/19 応急仮設住宅建設戸数修正 (3万戸→2万3千戸)	4/15 輸入住宅資材を用いた応急仮設住宅供給事業者の提案に係る事前整理の受付を開始 (～4/25) 4/19 応急仮設住宅の供給事業者の提案に係る事前整理の受付を開始 (～4/25) 4/28 塩釜市で県内初となる仮設住宅へ入居を開始 5/11 他都道府県に対し、民間賃貸住宅の切替契約の実施要請 5/13 民間賃貸住宅の借り上げ制度 (対象範囲拡大を含む) について、各市町村へ再通知 5/19 応急仮設住宅建設戸数修正 (3万戸→2万3千戸)	7/1 震災援護室設置 9/28 応急仮設住宅県整備分21,519戸完成 ・NPO法人と連携し、民間賃貸住宅入居者への暖房器具の配布 (12月までに終了)	10/3 応急仮設住宅の寒さ対策追加工事をプレハブ建設協会へ要請 (住環境整備等) 10/25 県営住宅の災害査定 (～12/22) 10/26 応急仮設住宅に関する事務 (民間賃貸住宅関係を除く) を市町村へ委任 10月 民間賃貸住宅借上げによる応急仮設住宅供与に係る契約事務等について民間業者へ業務委任 (一部業務は9月から) 11/4 当初予定の応急仮設住宅22,042戸完成 12/21 「宮城県復興住宅計画」を策定し公表 12/26 市町追加分含め応急仮設住宅が全戸分完成 (計22,095戸) 12/28 民間賃貸住宅借上げによる応急仮設住宅供与申請受付終了	1/25 応急仮設住宅の寒さ対策追加工事をプレハブ建設協会へ要請 (水道管凍結防止等) 2/7 応急仮設住宅維持管理費の市町村負担を軽減するため「応急仮設住宅共同施設維持管理等補助金交付要綱」を施行 2/21 災害公営住宅の整備について被災市町と協議締結 (東松島市、亶理町) 3/21 全ての応急仮設住宅の追加工事 (外回り道路舗装) が完了 3/30 住宅の応急修理事町村受付終了
				3/22 住宅相談窓口設置					
財務・生活救援対策	17:00 県内全市町村に災害救助法が適用、宮城県公報により告示 3/11 「生活福祉資金 (緊急小口資金特例貸付) の貸付実施に向け、社会福祉協議会への指導・調整を実施 (～3/26) ・各種手続等の手数料の減免措置実施	3/12 寄附金への対応を開始 3/12 各都道府県あて避難者の受入など応急救助の応援要請 3/14 「東北地方太平洋沖地震に伴う震災復旧・災害対応に要する財源確保、財政支援措置等について」通知 3/14 義援金に関する受付窓口設置 3/14 被災者生活再建支援法を県内全市町村に適用し告示、各市町村あて通知	3/16 財務総合管理システムの停止に伴う緊急措置 (現金を地方振興事務所へ持参) 3/16 「住民基本台帳法施行条例」の一部改正 (住民基本台帳を滅失した恐れのある市町村から要請があった場合、住民情報の提供が可能となった) 3/16 「平成23年度東北地方太平洋沖地震に対する県の予算措置等について」通知 3/16 「生活関連物資のお知らせ」を県HP上に開設 3/16 自動車税の課税保留の方針を決定	3/25 県税に関する申告期限について、期限延長する課税地の指定地域を県内全ての市町村として告示 3/25 自動車税の課税保留について記者発表 3/22 災害救助法に関する市町村説明会 (～3/24)	4/2 災害救助法対応チーム設置 4/7 生活家電セット受付開始 4/8 「宮城県災害義援金配分委員会設置要綱」改正 4/12 「全国避難者情報システム」に対する協力依頼を各市町村に通知 4/13 第1回宮城県災害義援金配分委員会 4/20 市町村に対し、「義援金受付団体分 (第1次配分)」の義援金の送金開始 5/13 「東日本大震災の被災者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する条例」を公布、施行 5/16 第2回宮城県災害義援金配分委員会 5/30 市町村に対し「宮城県災害対策本部 (第1次配分)」の義援金の送金開始	7/1 震災援護室設置 7/4 市町村に対し、「義援金受付団体分 (第2次配分)」及び、「宮城県災害対策本部 (第2次配分)」の義援金の送金開始 7/21 社会福祉協議会が行う生活復興支援資金に関する広報開始 8/1 市町村向けの短期資金貸付制度 (無利子) を創設 7/25 生活復興支援資金受付開始 ・県税に係る特例措置を県政日より等にて掲載 (5月～3月号)	12/5 住宅の二重ローン対策について各市町村へ協力依頼 1/23 住宅の二重ローン対策申請受付開始 3/14 日本赤十字社より義援金の受付機関の延長の連絡がある	1/19 第4回宮城県災害義援金配分委員会 1/23 住宅の二重ローン対策申請受付開始 3/14 日本赤十字社より義援金の受付機関の延長の連絡がある	
					3/27 緊急小口資金特例貸付受付開始 (～5/10)				
国の対応	3/11 「生活福祉資金 (福祉貸付【緊急小口資金】) の特例について」通知 (厚生労働省) 3/12 市町村行政機能サポート窓口設置 3/13 「平成23年度東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」が公布、施行	3/12 市町村行政機能サポート窓口設置 3/13 「平成23年度東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」が公布、施行	3/15 県税に関する申告期限について延長する課税地の指定地域を青森、岩手、宮城、福島、茨城として告示 (国税庁) 3/18 「生活福祉資金 (福祉貸付【緊急小口資金】) の特例に係る留意事項について」通知 (厚生労働省)	被災者向け公営住宅等情報センターを設置 (国土交通省) 3/19 「災害救助法の弾力運用」に関する通知 (厚生労働省) 3/25 「生活福祉資金 (福祉貸付【緊急小口資金】) の特例に係る留意事項について」通知 (厚生労働省)	4/8 第1回義援金配分割合決定委員会 4/8 東日本大震災の被災自治体などに約762億円の特別交付税を交付 4/12 総行政ネットワーク (LOWAN) を利用し「全国避難者情報システム」を構築するよう通知 (総務省) 4/27 「平成23年度第一次補正予算における生活福祉資金貸付事業等について」通知 (厚生労働省) 4/30 民間賃貸住宅の借り上げ制度に係る対象範囲拡大 (切替契約) について通知 (厚生労働省) 5/12 「平成23年度第一次補正予算に計上した生活福祉資金貸付事業の事務費及びホームレス等貧困・困難者の「絆」再生事業の活用について」通知 (厚生労働省) 5/26 「平成23年度第一次補正予算における生活福祉資金貸付事業について」通知 (厚生労働省) 6/8 「東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律 (旅券特例法)」公布、施行 (外務省) 6/20 「生活福祉資金 (生活復興支援資金) 貸付について」通知 (厚生労働省)	7/7 「東日本大震災に係る応急仮設住宅としての民間賃貸住宅の借上げの取扱いの留意点」 (厚生労働省) 7/25 生活復興支援資金事業開始 (厚生労働省) 8/12 複数戸利用について「東日本大震災に係る応急仮設住宅について」通知 (厚生労働省) 9/28 「東日本大震災の発生に伴い建設された応急仮設住宅における寒さ対策」 (厚生労働省)	10/7 「東日本大震災の発生に伴い建設された応急仮設住宅における暖房器具の設置について」 (厚生労働省) 10/26 「東日本大震災の発生に伴い建設された応急仮設住宅における防火対策の徹底について」 (厚生労働省)	1/25 「東日本大震災の発生に伴い建設された応急仮設住宅における暖房器具の設置の徹底について」 (厚生労働省) 3/14 日本赤十字社より義援金の受付機関の延長の連絡がある	
市町村の対応	17:00 県内全市町村に災害救助法が適用	3/13 県と連携し、仮設建築物に対する制限の緩和について全県を区域指定	3/17 県による応急仮設住宅の建設要望戸数等の聞き取り調査を受け、情報提供	・罹災証明書の発行開始 3/25 応急仮設住宅関連事務のうち、公営住宅に関する事務を県から引き受け	4/8 建築基準法による建築制限の実施 (～4/11) 4/8 民間賃貸住宅の借り上げ制度の取扱いについて県から受領	4/12 建築基準法による建築制限の延長 (～5/11) 4/14 「全国避難者情報システム」のための避難者情報の受付開始 5/12 特例法による建築制限の実施 (～9/11) 5/13 民間賃貸住宅の借り上げ制度 (対象範囲拡大を含む) について、県から再受領	8/1 県の短期資金貸付制度 (無利子) の創設を受け、借入要望 9/12 特例法による建築制限の延長 (～11/10)	12/26 市町追加分含め応急仮設住宅が全戸分完成	2/7 応急仮設住宅維持管理費の市町村負担を軽減するため「応急仮設住宅共同施設維持管理等補助金交付要綱」を施行 2/21 災害公営住宅の整備について県との協議締結 (東松島市、亶理町) 3/30 住宅の応急修理事町村受付終了
		3/11 被災建築物応急危険度判定を開始 (～5/10)	3/13 被災宅地危険度判定を開始 (～5/19)						
その他重要な関係機関の対応	プレハブ建築協会 社会福祉協議会				3/28 県からの要請を受け、応急仮設住宅の建設に着手 (第1次着工分13市町1,110戸)			10/24 県からの要請を受け、応急仮設住宅の寒さ対策追加工事に着手 11/23 気仙沼市の要請で応急仮設住宅の建設を追加着手 12/26 応急仮設住宅が全戸分完成 (計22,095戸)	
					3/27 「生活福祉資金 (福祉貸付【緊急小口資金】) の受付開始 (～5/10)		7/25 生活福祉資金の相談対応のためコールセンターを設置 (～11/30) 9/1 生活復興支援資金事業受付に係る特設会場設置 (～10/31)		

『農林水産業関連対策』（前半 464P～）（後半 229P～）『商工業関連対策』（前半 576P～）（後半 314P～）

時期	発生 2011/3/11 (発災当日)	2日～3日後	4日～7日後 (1週間後)	1週間～2週間後	2週間～1ヶ月後	1ヶ月～3ヶ月後	3ヶ月～6ヶ月後	6ヶ月～9ヶ月後	9ヶ月～1年後	
発生	14:46 東北地方太平洋沖地震発生 (M9.0)	3/12 3/13 3/14	3/15 3/18	3/19 3/25	3/26 4/11	4/12 5月 6月	7月 8月 9月	10月 11月 12月	1月 2月 3月	
状況	14:49 大津波警報発令、宮城県沿岸に津波最大6mと予想(気象庁) 15:14 宮城県沿岸に津波最大6から10mに修正(気象庁) 15:15 茨城県沖 約80km M7.4 震度6弱 16:20 地震の名称を「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」と発表(気象庁) 19:03 原子力緊急事態宣言 21:23 福島原発半径3km以内の避難指示	3/12 長野県北部 約8km M6.7 震度6強 3/12 福島第一原発1号機で水素爆発 3/13 17:58 津波注意報解除 3/14 東京計画停電開始 3/14 福島第一原発3号機で水素爆発 半径20km圏内屋内退避指示	3/15 静岡県東部 M6.4 震度6強 3/16 東北地方太平洋沖地震に関する天皇陛下のおことばのビデオメッセージご発表 3/18 警察庁集計の全国死者数が6,911人、阪神淡路大震災の6,434人を越える	3/23 東京で「水の買占め」 3/25 警察庁集計の全国死者数が1万人を越える	4/1 震災の名称を「東日本大震災」とすることを発表(日本政府) 4/7 宮城県沖 約66km M7.2 震度6強 4/10, 24 第17回統一地方選挙(被災地自治体内は延期) 4/11 福島県浜通り 約6km M7 震度6弱	4/12 福島原発事故 IAEAの国際原子力事象評価尺度に従いレベル7に引き上げ 4/29 東北新幹線全線運転再開 5/2 「東日本大震災財団」第1次補正予算成立(総額約4兆円超) 6/20 「東日本大震災復興基本法」成立 6/24 「東日本大震災復興基本法」公布・施行	4/12 福島原発事故 IAEAの国際原子力事象評価尺度に従いレベル7に引き上げ 4/29 東北新幹線全線運転再開 5/2 「東日本大震災財団」第1次補正予算成立(総額約4兆円超) 6/20 「東日本大震災復興基本法」成立 6/24 「東日本大震災復興基本法」公布・施行	7/1 東京電力及び東北電力管内で15%の節電目標の電力制限発動 7/25 第2次補正予算成立(総額約2兆円) 7/29 「東日本大震災からの復興基本方針」決定 9/20 台風15号で記録的豪雨	11/21 第3次補正予算成立(総額約12兆円) 12/7 「東日本大震災復興特別区域法」成立 12/9 「復興庁設置法」成立	2/10 復興庁発足(宮城復興局)、宮城復興局(仙台市)、支所(石巻市、気仙沼市)設置 3/11 震災より一年、追悼式開催(政府主催) 3/11 震災より一年、追悼式開催(政府主催)
県の状況	14:46 行政庁舎5階に宮城県災害対策本部を設置 15:26 県内津波観測施設(石巻市鮎川)8.6m以上の津波到達 ・県内約142万戸停電、仙台空港浸水、県内鉄道、地下鉄全線不通等ライフラインに多大な被害 ・県内市町村に災害救助法適用	3/12 東北太平洋沿岸部の大津波警報を津波警報に切り替え 3/12 全国知事会へ人的支援を要請 3/13 7:30 東北太平洋側の津波警報を注意報に切り替え 3/13 17:58 津波注意報を全て解除 3/14 ガソリン不足が深刻化 ・食料品、生活必需品の物流滞る	3/15 東北電力計画停電発表 3/16 東北地方太平洋沖地震に関する天皇陛下のおことばのビデオメッセージご発表 3/17 仙台空港の救援機による物資輸送が可能となる 3/18 県内停電率約18%(約23万戸)	3/21 県内で仮埋葬(土葬)始まる 3/22 宮城県知事石油類の安心宣言 3/24 東北自動車道全線の交通規制解除 ・約95%の回線の電気通信サービス回復	3/27 塩釜港石油専用桟橋に5,000k1積み石油輸送船が入港 3/28 JR仙石線 一部区間で運転再開 4/8 余震による電力停電、約86万戸から35万戸に減少 4/11 「宮城県震災復興基本方針(素案)」公表	4/22 宮城県震災復興本部設置 4/22 第1回「宮城県震災復興本部会議」開催(全19回開催) 4/27 天皇皇后両陛下幸啓 4/29 復興へのキックオフ(東北楽天 ベガルタ仙台本拠地開幕戦)、東北新幹線全線運転再開 5/2 第1回「宮城県震災復興会議」開催(有識者出席 全4回開催)	8/1 宮城県における自衛隊災害派遣終了再開 8/17 宮城県震災復興計画(最終案)公表 9/5 宮城県サポートセンター支援事務所開設 9/12 「東京電力福島第一原子力発電所事故対策みやぎ県民会議」設置 9/20 台風15号による被害が県内各地で発生	10/1 仙台空港アクセス鉄道が全線で運行再開 10/18 「宮城県震災復興計画」県議会で承認 12/26 県内応急仮設住宅完成(22,095戸) 12/30 県内全避難所閉鎖 12月 任期付職員募集開始	1/31 「東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策基本方針」策定 3/11 各市町村追悼式開催、県庁に献花台設置 3/19 「東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画」を決定 3/26 「宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画」公表 3/26 宮城県災害対策本部の廃止	
農林水産業関連対策	18:20 「情報収集対策チーム」及び「応急復旧対策チーム」を設置 ・現地確認等による農作物・園芸施設等の被害状況の把握 ・農林水産関係被害状況等収集	3/12 農地・農業用施設の被害状況調査 3/13 乳業メーカーへの訪問による供給可能状況調査 3/13 排水対策を国に要望 3/14 東日本大震災金融相談窓口(農林水産分野)設置 3/14 関係農林水産団体と定時の連絡時間を設け被害状況の把握(～6/6)	3/17 農地海岸応急復旧工事着工 3/18 災害対策チーム設置 3/18 畜産関係被害相談窓口開設 3/18 農地・農業用施設及び海岸保全施設に係る災害概要を国に報告	3/22 県内主要経済5団体に対し、新規学卒者の採用内定の取り消しを極力行わないよう要請	4/15 農地・農業用施設の災害廃棄物処理開始 3/30 木材加工施設の現地調査開始 3/30 水産関係機関連絡会議開催 3/31, 4/10 山林種苗施設、県有林等の被害現地調査 4/4 「災害復旧・復興対策体制」を構築、各分野にプロジェクトチーム編成 4/5 林道施設被害状況調査(～4/15) 4/8 東日本大震災営農生活相談所・早期営農再開支援センターの設置 4/11 農業系3試験研究機関共同による震災(津波)対応プロジェクト研究「農業の早期復興に向けた試験研究機関連携プロジェクト」を立ち上げ 4/11 陸揚げ漁船の状況調査(～5/18)	4/15 農地・農業用施設の災害廃棄物処理開始 4/15 二次被害防止のため、浅海域における操業制限指示発動(～5/31) 4/15 「魅力ある宮城の農業・農村再興プロジェクト」通知 4/18 林業・木材産業事業者からの要望等収集調査(～4/28) 4/25 「東日本大震災農林水産部復興推進本部」として設置要綱を制定、組織化 4/28 「農地復旧支援チーム」設置 5/10 園芸土壌調査(～6/2) 5/11 津波被災農地の堆積土壌調査(～5/19) 5/24 金融支援に係る被災農林・水産業関係者向けの説明会を開催(～5/30) 6月 拠点漁港選定のためのヒアリング開始(～12月)	9/9 宮城県沿岸における津波堤防高さの設定について公表 9/21 「東日本大震災の津波被害に対する農地復旧の見直し」について公表 ・「宮城県農業生産復旧緊急対策事業」を創設 ・水産庁からの通知を基に、県管理漁港の一時的な利用計画変更を同行に申請	10/18 「みやぎの農業・農村復興計画」策定 10月 「園芸特産復興セミナー」を開催 11/25 環境等検討委員会を開催 12/20 宮城県沿岸域現地連絡調整会議を開催 ・「震災家畜緊急避難輸送管理支援対策事業」「畜舎等施設整備支援対策事業」「経営再建家畜導入支援対策事業」を創設	3/23 宮城県水産物放射能対策連絡会議設立 3/26 「津波塩害農地における栽培の留意点」について技術情報をまとめ、公表	
県の対応	・商工業関係被害状況等収集	3/14 特別相談窓口の設置	3/15 県内自動車関連企業の被災状況調査	3/22 県内主要経済5団体に対し、新規学卒者の採用内定の取り消しを極力行わないよう要請	4/1 「災害復旧対策資金」の創設 4/4 被災企業への清掃支援(～5/19) 4/8 県内自動車関連企業の被災状況調査 ・「被災者等再就職促進奨励金」制度を創設	4/15 県立高等技術専門学校H23年度分入学金等の免除のため、職業能力開発校条例改正 9/21 「宮城県産業復興機構設立等準備委員会」を設立し、二重債務問題への対応について詳細に検討 5/25 「東北の自動車産業・次世代移動体システムの未来像を描くための産学官連携促進セミナー」開催 5/20 「勤労者地震災害特別融資制度」創設 5/30 「復興へ頑張ろう！みやぎ“ものづくり企業”大会」開催 6/27 「みやぎ中小企業復興特別資金」の創設	7/1 商店街振興サポーターの配置 9/21 「宮城県雇用維持奨励金」の創設 11/14 宮城県産業復興支援センター設立 11/15 仙台・宮城「食と観光」首都圏大キャラバンの実施 11/16 「宮城県産業復興相談センター」業務開始 11/30 県内商工会、商工会議所会員の営業状況調査 12/27 「宮城産業復興機構」を設立	10月 宮城観光復興支援センターの立ち上げ 11/14 宮城県産業復興支援センター設立 11/15 仙台・宮城「食と観光」首都圏大キャラバンの実施 11/16 「宮城県産業復興相談センター」業務開始 11/30 県内商工会、商工会議所会員の営業状況調査 12/27 「宮城産業復興機構」を設立	1/11 みやぎ復興元年セレモニー 3/1, 2 語り部研修会の実施 3/5 「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構」業務開始	
商工業関連対策	・現地確認等による農作物・園芸施設等の被害状況の把握			3/16 日帰り入浴施設及び宿泊施設の営業再開情報収集、HPで情報提供(～4/18)	4/5 県内自動車関連企業への訪問調査(～10月末)	4/16 「むすび丸だより」の発行(～3月)	7月 仙台・宮城【伊達な旅】復興キャンペーンの実施(～3月)			
国の対応					・「被災者雇用奨励金」制度を創設	6/6 「一時的な利用計画を変更する場合の取扱いについて」通知(水産庁) ・「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」による復旧支援	8/5 「東日本大震災復興に伴う国庫補助事業等により取得した漁港施設の財産処分及び国庫補助事業整備された漁港施設用地の一時的利用の取扱いについて」通知(水産省) 9/21 「宮城県産業復興機構設立等準備委員会」を設立し、二重債務問題への対応について詳細に検討			
市町村の対応	・現地確認等による農作物・園芸施設等の被害状況の把握						6月 拠点漁港選定のためのヒアリング開始(～12月)			
関係機関の対応	中小企業基盤整備機構						9/21 「宮城県産業復興機構設立等準備委員会」を設立し、二重債務問題への対応について詳細に検討	12/27 「宮城産業復興機構」を設立		

『教育対策』（前半 593P～）（後半 339P～）

時期	発生 2011/3/11 (発災当日)	2日～3日後	4日～7日後 (1週間後)	1週間～2週間後	2週間～1ヶ月後	1ヶ月～3ヶ月後	3ヶ月～6ヶ月後	6ヶ月～9ヶ月後	9ヶ月～1年後	
状況	14:46 東北地方太平洋沖地震発生 (M9.0) 14:49 大津波警報発令、宮城県沿岸に津波最大6mと予想(気象庁) 15:14 宮城県沿岸に津波最大6から10mに修正(気象庁) 15:15 茨城県沖 約80km M7.4 震度6弱 16:20 地震の名称を「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」と発表(気象庁) 19:03 原子力緊急事態宣言 21:23 福島原発半径3km以内の避難指示	3/12 長野県北部 約8km M6.7 震度6強 3/12 福島第一原発1号機で水素爆発 3/13 17:58 津波注意報解除 3/14 東京計画停電開始 3/14 福島第一原発3号機で水素爆発 半径20km圏内屋内退避指示	3/15 静岡県東部 M6.4 震度6強 3/16 東北地方太平洋沖地震に関する天皇陛下のおことばのビデオメッセージご発表 3/18 警察庁集計の全国死者数が6,911人、阪神淡路大震災の6,434人を越える	3/23 東京で「水の買占め」 3/25 警察庁集計の全国死者数が1万人を越える	4/1 震災の名称を「東日本大震災」とすることを発表(日本政府) 4/7 宮城県沖 約66km M7.2 震度6強 4/10, 24 第17回統一地方選挙(被災地自治体内は延期) 4/11 福島県浜通り 約6km M7 震度6弱	4/12 福島原発事故 IAEAの国際原子力事象評価尺度に従いレベル7に引き上げ 4/29 東北新幹線全線運転再開 5/2 「東日本大震災財特法成立」第1次補正予算成立(総額約4兆円超) 6/20 「東日本大震災復興基本法」成立 6/24 「東日本大震災復興基本法」公布・施行	4/12 福島原発事故 IAEAの国際原子力事象評価尺度に従いレベル7に引き上げ 4/29 東北新幹線全線運転再開 5/2 「東日本大震災財特法成立」第1次補正予算成立(総額約4兆円超) 6/20 「東日本大震災復興基本法」成立 6/24 「東日本大震災復興基本法」公布・施行	7/1 東京電力及び東北電力管内で15%の節電目標の電力制限発動 7/25 第2次補正予算成立(総額約2兆円) 7/29 「東日本大震災からの復興基本方針」決定 9/20 台風15号で記録的豪雨	11/21 第3次補正予算成立(総額約12兆円) 12/7 「東日本大震災復興特別区域法」成立 12/9 「復興庁設置法」成立	2/10 復興庁発足(宮城復興局)、宮城復興局(仙台市)、支所(石巻市、気仙沼市)設置 3/11 震災より一年、追悼式開催(政府主催)
県の状況	14:46 行政庁舎5階に宮城県災害対策本部を設置 15:26 県内津波観測施設(石巻市鮎川)8.6m以上の津波到達 ・県内約142万戸停電、仙台空港浸水、県内鉄道、地下鉄全線不通等ライフラインに多大な被害 ・県内市町村に災害救助法適用	3/12 東北太平洋沿岸部の大津波警報を津波警報に切り替え 3/12 全国知事会へ人的支援を要請 3/13 7:30 東北太平洋側の津波警報を注意報に切り替え 3/13 17:58 津波注意報を全て解除 3/14 ガソリン不足が深刻化 ・食料品、生活必需品の物流滞る	3/15 東北電力計画停電発表 3/16 東北地方太平洋沖地震に関する天皇陛下のおことばのビデオメッセージご発表 3/17 仙台空港の救援機による物資輸送が可能となる 3/18 県内停電率約18%(約23万戸)	3/21 県内で仮埋葬(土葬)始まる 3/22 宮城県知事石油類の安心宣言 3/24 東北自動車道全線の交通規制解除 ・約95%の回線の電気通信サービス回復	3/27 塩釜港石油専用桟橋に5,000k1積み石油輸送船が入港 3/28 JR仙石線 一部区間で運転再開 4/8 余震による電力停電、約86万戸から35万戸に減少 4/11 「宮城県震災復興基本方針(素案)」公表	4/22 宮城県震災復興本部設置 4/22 第1回「宮城県震災復興本部会議」開催(全19回開催) 4/27 天皇后両陛下下行幸啓 4/29 復興へのキックオフ(東北楽天ベガルタ仙台本拠地開幕戦)、東北新幹線全線運転再開 5/2 第1回「宮城県震災復興会議」開催(有識者出席 全4回開催)	8/1 宮城県における自衛隊災害派遣終了再開 8/17 宮城県震災復興計画(最終案)公表 9/5 宮城県サポートセンター支援事務所開設 9/12 「東京電力福島第一原子力発電所事故対策みやぎ県民会議」設置 9/20 台風15号による被害が県内各地で発生	10/1 仙台空港アクセス鉄道が全線で運行再開 10/18 「宮城県震災復興計画」県議会で承認 12/26 県内応急仮設住宅完成(22,095戸) 12/30 県内全避難所閉鎖 12月 任期付職員募集開始	1/31 「東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策基本方針」策定 3/11 各市町村追悼式開催、県庁に献花台設置 3/19 「東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画」を決定 3/26 「宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画」公表 3/26 宮城県災害対策本部の廃止	
県の対応	3/11 小中学校・県立高校・特別支援学校の被害状況収集及び教職員の安否確認 ・県立高校の避難所としての使用状況及び避難者数調査及び遺体安置所としての確保調整	3/12 3月14日～18日までを休校と決定し、県立学校へ連絡 3/14 教職員の特別休暇、勤務時間割振り変更の特例について通知	3/16 文化財保護法の取扱いについて文化庁と協議 3/16 県立学校について3月中の授業の打ち切りを決定	3/22 知事、教育庁、宮城労働局長連名で経済主要5団体に対する雇用要請 3/29 文化庁へ文化財の救援要請	4/1 被災者教育相談フリーダイヤルの開設(～5/31) 4/1 被災学校に対する手厚い人事体制確保のため、教職員人事異動を発令 4/3 臨床心理士による教職員への面談実施(～4/28) 4/5 教職員の週休日の振替の特例について通知 4/7 給食施設被害状況等の調査 4/11 東日本旅客鉄道及び宮城交通に対し、不通路線の早期再開、増便等の要望活動	4/15 管理職や学校保健担当職員を対象とした心のケアの研修会開催 4月中旬 宮城大学の復旧工事(～4月末) 4/20 各県立中学・高等学校の始業式・入学式(～4/22) 4/22 「臨時的任用教育職員」、「非常勤講師」の緊急募集について県HPに記載、報道機関を通じた広報活動 4/27 文化財ドクター派遣事業決定 4/28, 6/24 教職員加配の特別措置(義務教育諸学校216人、高等学校25人の加配定数認可) 4月 NGO団体と協力し、被災した児童・生徒へのランドセル、学用品等の支援(～5月) 5/25, 6/30 宮城県教育復興懇話会開催 5月下旬 「子どもの心を支援する教師のための研修会」開催(～2月中旬) 6/21 「震災復興に伴う特別名勝松島の保存管理の在り方に関する検討会」設置 ・就職未内定及び内定取消の卒業生を、臨時職員として県立学校等で採用 ・就職達成セミナー開催(～8月) ・市町に対し、スクールソーシャルワーカーの配置 6月 学校・幼稚園・保育所等の校庭・園庭等における空間放射線線量率の測定開始(～8月) 6月 学校、保育所の屋外プール水の放射線物質測定開始	7/7 学校の屋外プール水質のサンプル調査公表(以降8月23日までに3回実施) 7/12, 9/2 「東日本大震災に伴う埋蔵文化財保護に関する会議」において、復興事業に伴う発掘調査にかかる問題点を協議 10/14 県外企業合同面接会開催 10/21 「宮城県被災文化財等保全連絡会議」設置 11/22 宮城労働局、県、県教育委員会、仙台市、仙台市教育委員会の5者が連携し、経済主要5団体に対して新規学卒者の採用枠の確保に関する要請 7/29, 8/25, 9/8 宮城県教育復興懇話会開催 8/4 教育事務所等福利厚生事務担当者会議開催 8/11 教職員のメンタルヘルスセミナー実施(～8/18) 8/11 学校、幼稚園、保育所等の校庭等における空間放射線率の測定結果公表 9/6 「みやぎ学校安全基本指針」作成協議会 9/13 教職員に対しストレスチェック票を配布 9/26 東京都派遣の臨床心理士による教職員の個別面談実施(～12/2)	10/13, 11/7, 12/13 「東日本大震災に伴う埋蔵文化財保護に関する会議」において、復興事業に伴う発掘調査にかかる問題点を協議 10/14 県外企業合同面接会開催 10/21 「宮城県被災文化財等保全連絡会議」設置 11/22 宮城労働局、県、県教育委員会、仙台市、仙台市教育委員会の5者が連携し、経済主要5団体に対して新規学卒者の採用枠の確保に関する要請 11/30 教職員を対象とした健康調査を実施(～12/6) 12/20 「みやぎ学校安全基本指針」作成協議会	1/18, 2/25, 3/22 「東日本大震災に伴う埋蔵文化財保護に関する会議」において、復興事業に伴う発掘調査にかかる問題点を協議 2/24 臨床心理士による教職員へのメンタルヘルス個別面談実施(～3/10) 3/17 平成22年度宮城大学卒業式を1年遅れて開催 3/19 「みやぎ学校安全基本指針」作成協議会	
教育対策	3/11 県有社会体育施設の震災対応施設使用調整(～8月)	3/13 私立学校の被害状況調査(～4月中旬)	文化財の被災状況調査(～5月) 3/15 県立学校及び市町村立学校等の応急危険度判定実施(～4/21) 3/16 沿岸部の市町村立小・中学校に対する養護教諭等の派遣調整(～6/2) 3/17 要請のあった市町村立小・中学校、避難所に対する県内スクールカウンセラーの緊急派遣調整	4/1 文化財レスキュー事業	5/10 沿岸部の市町村小・中学校に対する県外スクールカウンセラーの緊急派遣調整 5/9 被災した県立高校の生徒の通学手段確保のための通学バスの運行を、宮城県バス協会と調整(～10/31) 5月 県立高校に対する緊急派遣カウンセラーを派遣(～7月) 5月 NGO団体と協力し、被災した児童・生徒への始業後に必要となる学用品等の支援(～9月)	8/15 社会教育施設の災害査定(～3/9) 4月 指導主事等事務職員を被害の大きい市町村教育委員会へ派遣(～10月)				
国の対応					4/27 文化財ドクター派遣事業開始(文化庁) 5/10 沿岸部の市町村小・中学校に対する県外スクールカウンセラーの緊急派遣調整開始(文部科学省) ・「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」創設 ・他自治体からの派遣教員の受入斡旋	4/1 文化庁による文化財レスキュー事業	7/12 「東日本大震災に伴う埋蔵文化財保護に関する会議」において、復興事業に伴う発掘調査にかかる問題点を協議(文化庁) 10/13, 11/7, 12/13 「東日本大震災に伴う埋蔵文化財保護に関する会議」において、復興事業に伴う発掘調査にかかる問題点を協議(文化庁)	1/18, 2/25, 3/22 「東日本大震災に伴う埋蔵文化財保護に関する会議」において、復興事業に伴う発掘調査にかかる問題点を協議(文化庁)		
市町村の対応	3/11 市町村立学校の被害状況収集及び教職員の安否確認				4/11～ 県内小中学校等で入学式、始業式(～5月) 6/21 「震災復興に伴う特別名勝松島の保存管理の在り方に関する検討会」設置	7/12 「東日本大震災に伴う埋蔵文化財保護に関する会議」において、復興事業に伴う発掘調査にかかる問題点を協議(仙台市)	10/13, 11/7, 12/13 「東日本大震災に伴う埋蔵文化財保護に関する会議」において、復興事業に伴う発掘調査にかかる問題点を協議(仙台市)	1/18, 2/25, 3/22 「東日本大震災に伴う埋蔵文化財保護に関する会議」において、復興事業に伴う発掘調査にかかる問題点を協議(仙台市)		
関係機関の対応	臨床心理士会 その他重要な		3/17 要請のあった市町村立小・中学校、避難所に対し、県内スクールカウンセラーの緊急派遣			5/10 沿岸部の市町村小・中学校に対し、県外スクールカウンセラーの緊急派遣				

『原発関連対策』（前半 661P～）（後半 378P～）

時期	発生 2011/3/11 (発災当日)	2日～3日後	4日～7日後 (1週間後)	1週間～2週間後	2週間～1ヶ月後	1ヶ月～3ヶ月後	3ヶ月～6ヶ月後	6ヶ月～9ヶ月後	9ヶ月～1年後
状況	14:46 東北地方太平洋沖地震発生 (M9.0)	3/12 3/13 3/14	3/15 3/18	3/19 3/25	3/26 4/11	4/12 5月 6月	7月 8月 9月	10月 11月 12月	1月 2月 3月
県	14:49 大津波警報発令、宮城県沿岸に津波最大6mと予想(気象庁) 15:14 宮城県沿岸に津波最大6から10mに修正(気象庁) 15:15 茨城県沖約80km M7.4震度6弱 16:20 地震の名称を「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」と発表(気象庁) 19:03 原子力緊急事態宣言 21:23 福島原発半径3km以内の避難指示	3/12 長野県北部 約8km M6.7震度6強 3/12 福島第一原発1号機で水素爆発 3/13 17:58 津波注意報解除 3/14 東京計画停電開始 3/14 福島第一原発3号機で水素爆発 半径20km圏内屋内退避指示	3/15 静岡県東部 M6.4震度6強 3/16 東北地方太平洋沖地震に関する天皇陛下のおことばのビデオメッセージご発表 3/18 警察庁集計の全国死者数が6,911人、阪神淡路大震災の6,434人を越える	3/23 東京で「水の買占め」 3/25 警察庁集計の全国死者数が1万人を越える	4/1 震災の名称を「東日本大震災」とすることを発表(日本政府) 4/7 宮城県沖 約66km M7.2震度6強 4/10, 24 第17回統一地方選挙(被災地自治体内は延期) 4/11 福島県浜通り 約6km M7震度6弱	4/12 福島原発事故 IAEAの国際原子力事象評価尺度に従いレベル7に引き上げ 4/29 東北新幹線全線運転再開 5/2 「東日本大震災財特法成立」第1次補正予算成立(総額約4兆円超) 6/20 「東日本大震災復興基本法」成立 6/24 「東日本大震災復興基本法」公布・施行	7/1 東京電力及び東北電力管内で15%の節電目標の電力制限発動 7/25 第2次補正予算成立(総額約2兆円) 7/29 「東日本大震災からの復興基本方針」決定 9/20 台風15号で記録的豪雨	11/21 第3次補正予算成立(総額約12兆円) 12/7 「東日本大震災復興特別区域法」成立 12/9 「復興庁設置法」成立	2/10 復興庁発足(宮城復興局)、宮城復興局(仙台市)、支所(石巻市、気仙沼市)設置 3/11 震災より一年、追悼式開催(政府主催)
状況	14:46 行政庁舎5階に宮城県災害対策本部を設置 15:26 県内津波観測施設(石巻市鮎川)8.6m以上の津波到達 ・県内約142万戸停電、仙台空港浸水、県内鉄道、地下鉄全線が不通等ライフラインに多大な被害 ・県内市町村に災害救助法適用	3/12 東北太平洋沿岸部の大津波警報を津波警報に切り替え 3/12 全国知事会への人的支援を要請 3/13 7:30 東北太平洋側の津波警報を注意報に切り替え 3/13 17:58 津波注意報を全て解除 3/14 ガソリン不足が深刻化 ・食料品、生活必需品の物流滞る	3/15 東北電力計画停電発表 3/16 東北地方太平洋沖地震に関する天皇陛下のおことばのビデオメッセージご発表 3/17 仙台空港の救済機による物資輸送が可能となる 3/18 県内停電率約18%(約23万戸)	3/21 県内で仮埋葬(土葬)始まる 3/22 宮城県知事石油類の安心宣言 3/24 東北自動車道全線の交通規制解除 ・約95%の回線の電気通信サービス回復	3/27 塩釜港石油専用栈橋に5,000k1積み石油輸送船が入港 3/28 JR仙石線 一部区間で運転再開 4/8 余震による電力停電、約86万戸から35万戸に減少 4/11 「宮城県震災復興基本方針(素案)」公表	4/22 宮城県震災復興本部設置 4/22 第1回「宮城県震災復興本部会議」開催(全19回開催) 4/27 天皇皇后両陛下幸啓 4/29 復興へのキックオフ(東北楽天ベガルタ仙台本拠地開幕戦)、東北新幹線全線運転再開 5/2 第1回「宮城県震災復興会議」開催(有識者出席 全4回開催)	8/1 宮城県における自衛隊災害派遣終了 8/17 宮城県震災復興計画(最終案)公表 9/5 宮城県サポートセンター支援事務所開設 9/12 「東京電力福島第一原子力発電所事故対策みやぎ県民会議」設置 9/20 台風15号による被害が県内各地で発生	10/1 仙台空港アクセス鉄道が全線で運行再開 10/18 「宮城県震災復興計画」県議会で承認 12/26 県内応急仮設住宅完成(22,095戸) 12/30 県内全避難所閉鎖 12月 任期付職員募集開始	1/31 「東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策基本方針」策定 3/11 各市町村追悼式開催、県庁に献花台設置 3/19 「東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画」を決定 3/26 「宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画」公表 3/26 宮城県災害対策本部の廃止
県	3/11 女川原発にて、震災による付近住民の避難者受入(6/6まで最大受入人数364人) 3/11 東北電力から女川原発についての情報収集	3/12 被災した原子力センターの事務所を県庁内に移設 3/13 女川原発のモニタリングポスト指示値上昇に伴う原子力災害対策特別措置法第10条に基づく通報の実施 3/14 東北電力の協力により空間放射線線量率の測定開始 3/14 放射線・放射能に関するページの開設	3/15 福島原発に係る庁内主管課長等連絡会議開催 3/15 空間放射線線量率の測定結果について初の記者発表 3/16 福島第一原発事故に関する相談窓口設置 3/18 東北大学において空間ガンマ線線量率の測定を開始	4/14 宮城県鮎川沖で採取した海水の測定結果を公表 3/25 農林水産物の放射線物質検査開始 3/28 東北電力の協力により県庁行政庁舎屋上に可搬型モニタリングポストを設置し、24時間連続測定開始	3/25 企業局浄水場の水道水の放射性物質濃度測定開始 3/25 農林水産物の放射線物質検査開始 4/18 工業製品の放射線量の測定のため、県内企業に対して技術支援開始 4/26 女川原子力発電所周辺の安全確保に関する協定に基づく立ち入り調査実施 4月 水田土壌の放射性物質調査 5/2, 6/28, 6/29 県南地域の放射線測定に関する担当者会議 5/11 公共牧場の牧草について放射性物質のモニタリング調査 5/18 港湾区域内の空間放射線線量率の測定開始 5/18 港湾区域内の放射性物質測定開始 5月下旬 航空機モニタリングによる県内全域調査(～6月) 5月 全市町村での定点測定を順次開始 5月 下水処理場内の空間線量率の測定開始 6/2 企業局広域水道及び工業用水道の浄水発生土の放射性物質濃度測定開始 6/8 企業局工業水道の放射性物質濃度測定開始 6/13 「JAグループ東京電力原発事故畜産物損害賠償対策宮城県協議会」設立(JA) 6/28 教職員等の放射線の認識共有のため学校保健研修会実施 6/29 「東京電力(株)福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の影響に係る当面の測定方針」策定 6月 学校・幼稚園・保育所等の校庭・園庭等における空間放射線線量率の測定開始(～8月) 6月 学校、保育所の屋外プール水の放射性物質測定開始 4月中旬～5月上旬 モニタリングステーション復旧	7/1 放射性物質の対応に係る市町村担当課長会議 7/11 水道事業者の浄水発生水の放射性物質測定開始 7/13 稲わらの放射性物質測定 7/19 「東京電力福島第一原子力発電所事故対策本部」を設置 7/28 関係事業者等に対し牛の出荷制限要請 7/7 学校の屋外プール水質のサンプル調査公表(以降8月23日までに3回実施) 7/11 全市町村における空間線量率の定点測定を開始 7/25 宮城県産牛肉から暫定規制値を超える放射性セシウムを検出(～27日) 8/5 牧草以外の粗飼料の放射性物質のモニタリング調査(～10/5) 8/9, 8/10 降下物の放射性物質測定 8/11 学校・幼稚園等の校庭・園庭等における空間放射線線量率の測定結果公表 8/23 牛の出荷制限一部解除 8/26 平成23年度米の放射性物質の調査 8月 都市公園の空間線量率の測定開始 9/1 放射線・放射能の担当者会議 9/2 牛ふん堆肥の放射性物質の測定結果を公表、一部で暫定許容値を超過 9/7 県庁講堂で放射線・放射能に関する職員研修会実施 9/12 「東京電力福島第一原子力発電所事故対策みやぎ県民会議」設置 9/12 原子力安全対策課設置 9/20 東京電力(株)副社長の知事訪問 9/28 県HPに「放射能情報サイトみやぎ」を開設	10/1 東京電力(株)が仙台市内に福島原子力補償相談室東北補償相談センターを開設 1/16 原子力災害対策本部長から原簿しいたけ(露地栽培)についての出荷制限指示 1/16 産業技術センターのゲルマニウム半導体検出機の運用開始 1/17 産業技術センターのゲルマニウム半導体検出機の運用開始 1/23 原子力センター検査室のゲルマニウム半導体検出器の運用開始、分析業務開始 1/24 第2回宮城県健康影響に関する有識者会議の開催 10/28 女川原子力発電所立ち入り調査 10月下旬 航空機モニタリングによる県内全域調査 11/1 除染に関する環境省からの市町村説明会開催 11/14 環境放射能監視検討会の開催 11/21 食肉衛生検査所における簡易型放射線検査機器の稼働 12/4 丸森町筆甫における甲状腺検査実施 12/19 東京電力福島第一原子力発電所事故対策みやぎ県民会議損害賠償請求WG研修会 12/20 第2回「東京電力福島第一原子力発電所事故対策みやぎ県民会議」の開催 12/20 環境審議会会長に対する放射能対策に関する諮問 12/21 除染支援チーム設置 12/26 第1回環境審議会放射能対策専門委員会の開催、第1回除染対策連絡調整会議の開催 12/27 東京電力に対し損害賠償請求	1/15 丸森町筆甫での甲状腺検査及びWBC検査の実施 1/16 原子力災害対策本部長から原簿しいたけ(露地栽培)についての出荷制限指示 1/16 産業技術センターのゲルマニウム半導体検出機の運用開始 1/17 産業技術センターのゲルマニウム半導体検出機の運用開始 1/23 原子力センター検査室のゲルマニウム半導体検出器の運用開始、分析業務開始 10/25 第1回宮城県健康影響に関する有識者会議 10/28 女川原子力発電所立ち入り調査 10月下旬 航空機モニタリングによる県内全域調査 11/1 除染に関する環境省からの市町村説明会開催 11/14 環境放射能監視検討会の開催 11/21 食肉衛生検査所における簡易型放射線検査機器の稼働 12/4 丸森町筆甫における甲状腺検査実施 12/19 東京電力福島第一原子力発電所事故対策みやぎ県民会議損害賠償請求WG研修会 1/21 原発事故による健康影響に関する講演会開催(山元町) 2/22 東北大学大学院石井教授に対する除染アドバイザー委嘱状を交付 2/27, 3/29 県南3市町(白石市、丸森町、山元町)における可搬型モニタリングポストによる24時間連続測定開始 2/28 放射性物質汚染対処特措法に基づく汚染状況重点調査地域の追加指定告示(亶理町) 3/19 東京電力福島第一原子力発電所事故対策本部会議の開催 3/19 「東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画」を決定 3/23 第3回「東京電力福島第一原子力発電所事故対策みやぎ県民会議」の開催 3/27 市町村職員・県職員向け除染講習会の開催 3/28 放射線・放射能に関するセミナー・相談会開催(～3/30)	
国			3/15 福島原子力発電所事故対策統合連絡本部を設置	3/23 農畜産物等の放射性物質検査の実施依頼(厚生労働省)	3/30 全国の原子力発電所に対して、津波に起因する電源確保などに係る緊急対策を講ずるよう指示(原子力安全・保安院)	4/17 政府・東京電力が福島第一原子力発電所事故の収束に向けたロードマップを発表 5/24 福島原子力発電所における事故調査・検証委員会の設置が閣議決定 4月 水田土壌の放射性物質調査(農林水産省) 5月下旬 航空機モニタリングによる県内全域調査(文部科学省)(～6月)	7/26 内閣府食品安全委員会により、生産型線量をおおよそ100ミリシーベルトまでとする基準が示される 7/28 関係事業者等に対し牛の出荷制限を要請するよう指示 7月 畑地土壌の放射性物質調査(農林水産省) 8/5 「原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」発表 8/19 牛の出荷制限の一部解除指示 8/26 政府原子力災害対策本部「除染に関する緊急実施基本方針」等を発表 8/30 「放射性物質汚染対処特措法」が公布、一部施行 8/30 文部科学省が土壌濃度マップを公表	11/1 除染に関する環境省からの市町村説明会開催 11/11 放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針が閣議決定 12/14 環境省が除染関係ガイドライン公表、放射性物質汚染対処特措法に係る政令・省令の一部公布 12/27 環境省が「廃棄物関係ガイドライン」を公表 12/27 放射性物質汚染対処特措法に基づく8市町に対する汚染状況重点調査地域の指定告示、放射性物質汚染対処特措法に係る主な政令・省令の公布	1/1 放射性物質汚染対処特措法の全面施行、環境省福島再生事務所設置 1/20 環境省「除染情報プラザ」の開設(福島市) 2/9 汚染状況重点調査地域の市町村職員等の除染研修会(福島市) 2/1 原発事故被害対策基本方針等に係る市町村担当課長会議の開催 1/21 原発事故による健康影響に関する講演会開催(山元町) 3/27 市町村職員・県職員向け除染講習会の開催 3/28 放射線・放射能に関するセミナー・相談会開催(～3/30)
市町村	3/11 女川原発にて、震災による付近住民の避難者受入(6/6まで最大受入人数364人)	3/14 東北電力の協力により、各地域での空間放射線線量率の測定開始		3/24 各市町村等の水道事業者の放射性物質濃度の測定		5/2, 6/28, 6/29 県南地域の放射線測定に関する担当者会議 9/1 放射線・放射能の担当者会議 9/12 「東京電力福島第一原子力発電所事故対策みやぎ県民会議」設置 9/12 国が原子力損害賠償支援機構を設置 全市町村での定点測定開始	7/1 放射性物質の対応に係る市町村担当課長会議 11/11 放射線・放射能の担当者会議 9/12 「東京電力福島第一原子力発電所事故対策みやぎ県民会議」設置 9/12 国が原子力損害賠償支援機構を設置	10/4 原発事故による健康影響に関する講演会開催(丸森町) 10/19 原発事故による健康影響に関する講演会開催(白石市) 12/4 丸森町筆甫における甲状腺検査実施 12/20 第2回「東京電力福島第一原子力発電所事故対策みやぎ県民会議」の開催 12/27 東京電力に対し損害賠償請求	1/15 丸森町筆甫での甲状腺検査及びWBC検査の実施 1/26 原発事故による健康影響に関する講演会開催(角田市) 2/1 汚染状況重点調査地域の市町村職員等の除染研修会(福島市) 2/1 原発事故被害対策基本方針等に係る市町村担当課長会議の開催 1/21 原発事故による健康影響に関する講演会開催(山元町) 3/27 市町村職員・県職員向け除染講習会の開催
その他重要な関係機関の対応	東北電力			3/14 空間放射線線量率の測定	3/28 県庁行政庁舎屋上に可搬型モニタリングポストを設置し、24時間連続測定開始		8/9, 8/10 降下物の放射性物質測定	10/28 女川原子力発電所立ち入り調査	
				3/18 空間ガンマ線線量率の測定		3/25 企業局浄水場の水道水の放射性物質濃度測定開始 3/25 農林水産物の放射線物質検査開始	5/18 港湾区域内の放射性物質測定開始 5/25 学校、保育所の屋外プール水の放射性物質測定開始 6/2 企業局広域水道及び工業用水道の浄水発生土の放射性物質測定開始 6/8 企業局工業水道の放射性物質測定開始 6月 流域下水道の放射能測定開始	7/11 水道事業者の浄水発生水の放射性物質測定開始	